



資 料 編

- 1.第3次白山市環境基本計画の策定経過
- 2.白山市環境基本条例
- 3.白山市の地域特性
- 4.白山市の環境の現況
- 5.第2次計画に掲げた目標の達成状況
- 6.用語解説



「県環境週間ポスターコンクール」
入選作品



1.第 3 次白山市環境基本計画の策定経過

1 当初第3次白山市環境基本計画の策定過程

第3次白山市環境基本計画の策定経過

開催日	内容	
平成27年 3月11日	第1回 庁内ワーキング	・今後の進め方について
6月18日	第1回審議会	・市長より諮問 ・第3次白山市環境基本計画について ・平成27年度白山市環境行政主要施策の概要について
8月19日	第2回 庁内ワーキング	・第3次白山市環境基本計画のとりまとめの構成について ・計画期間および目標年度について ・施策および計画の具体的な取り組みについて
9月25日	第2回審議会	・白山市環境基本計画の構成変更箇所について ①構成の変更 ②取組項目におけるレイアウトの変更 ③体系図の追加 ・現況・課題・目標について
11月4日	第3回 庁内ワーキング	・各部署の施策・取組・達成指標などについて ・全体を通しての確認
11月27日	第3回審議会	・第3次白山市環境基本計画素案について ・パブリックコメントの実施について
平成28年 1月5日～ 1月18日	・パブリックコメントの実施	
1月28日	第4回 庁内ワーキング	・パブリックコメントについて ・全体を通しての確認
2月26日	第4回審議会	・パブリックコメントの結果について ・第3次白山市環境基本計画の最終案について
3月11日	・市長へ答申	



環境審議会の様子

白山市環境審議会 委員名簿

氏 名	役 職	選出団体等
中里 茂	会 長	環境カウンセラー
伊川 あけみ	副会長	石川県石川中央保健福祉センター所長
黒田 晃	委 員	石川県石川農林総合事務所長
北野 澄江	委 員	元石川県地球温暖化防止活動推進員
中出 喜美子	委 員	小学校ＰＴＡ推薦（有）エステル代表
清水 豊治	委 員	かが森林組合上席理事
森 政人	委 員	経済団体推薦(鶴来商工会推薦)
出藏 智子	委 員	はりんこ塾推薦
湊 義昌	委 員	公 募
高島 陽子	委 員	公 募

敬称略、順不同

庁内ワーキンググループ名簿

部 名	課 名
総 務 部	管財課、危機管理課
企画振興部	企画課、交通対策課
産 業 部	農業振興課、地産地消課、林業水産課
観光文化部	観光課、ジオパーク推進室
建 設 部	都市計画課、公園緑地課、建築住宅課
上下水道部	水道建設課、下水道建設課
教育委員会	学校教育課、生涯学習課

諮 問 第 1 号
平成27年6月18日

白山市環境審議会
会 長 中 里 茂 様

白山市長 山 田 憲 昭

第3次白山市環境基本計画について（諮問）

第3次白山市環境基本計画策定にあたり、白山市環境基本条例第9条

第3項の規定に基づき、貴審議会に意見を求めます。

平成28年 3月11

日

白山市長 山 田 憲 昭 様

白山市環境審議会
会 長 中 里 茂

第3次白山市環境基本計画について（答申）

平成27年6月18日付け諮問第1号により諮問のありました「白山市環境基本計画」について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果を答申します。

本答申では、昨今の地球環境に鑑み、そして白山市民が未来に向け、豊かな自然環境の下で健やかに暮らし続けていくことができるように新たな内容を盛り込むことといたしました。計画の体系には“本市の豊かな自然を守り育てる”ことや“地球温暖化問題に地域で取り組む”こと等、6つの基本方針を掲げ、それを具現化する17の施策には本市特有の白山手取川ジオパーク、地産地消や再生可能エネルギー、全国的な感心事でもあるPM2.5についてクローズアップいたしました。

さらに、43項目の具体的な施策と30項目の達成指標を掲げ、その中には新たに10項目の具体的な施策と17項目の達成指標を設けております。

本答申が策定に際し、本市の環境にやさしいライフスタイルの実践と、自然と共生するまちづくりを目指した計画に反映されることを願いたします。

2 後期目標値、中間見直しの策定過程

開催日	内容	
令和3年 8月4日	第1回審議会	・市長より諮問 ・第3次白山市環境基本計画の後期目標値の設定について 基本方針3・4について地球温暖化対策地域協議会へ内容検討依頼することとする。
8月25日	第1回地球温暖化 対策地域協議会	・第3次白山市環境基本計画の後期目標値の設定について
10月1日	第2回地球温暖化 対策地域協議会	・第3次白山市環境基本計画の見直しについて ・第3次白山市環境基本計画の後期達成指標の設定について
10月8日	第2回審議会	・第3次白山市環境基本計画の見直しについて ・第3次白山市環境基本計画の後期達成指標の設定について
10月29日	第3回地球温暖化 対策地域協議会	・第3次白山市環境基本計画の見直しについて ・第3次白山市環境基本計画の後期達成指標の設定について 環境審議会への検討結果報告の決定
11月25日	第3回審議会	・第3次白山市環境基本計画の見直しについて ・第3次白山市環境基本計画の後期達成指標の設定について
令和4年 1月11日～ 1月24日	・パブリックコメントの実施	
2月22日	第4回審議会	・パブリックコメントの結果について ・第3次白山市環境基本計画の最終案について
2月22日	・市長へ答申	

白山市環境審議会 委員名簿

氏 名	役 職	選出団体等
新 広昭	会 長	金沢星稜大学特任教授
片山 健二	副会長	かが森林組合代表理事組合長
木曾 啓介	委 員	石川県石川中央保健福祉センター所長
家元 雅夫	委 員	石川県石川農林総合事務所長
中里 茂	委 員	環境カウンセラー
小室 亜紀子	委 員	北陸電力(株)石川支店
浜上 清隆	委 員	美川自然人クラブ
古屋 孝	委 員	旭丘団地協同組合
東野 奈津恵	委 員	公 募
綿谷 真之	委 員	公 募

敬称略、順不同

白山市地球温暖化対策地域協議会

氏 名	役 職	選出団体等
中里 茂	会 長	地球温暖化防止活動推進委員（環境審議会委員兼
風 一	副会長	白山しらみね薪の会
宮本 剛	委 員	市公民館連合会
長田 千代子	委 員	生活学校関係代表
久司 都	委 員	白山商工会女性部
深元 航平	委 員	北陸電力株式会社
立川 隆洋	委 員	かが森林組合
新 広昭	委 員	地球温暖化防止活動推進委員（環境審議会委員兼
寺西 悦子	委 員	女性人材リスト登録者

環 第 3 8 1 号
令和 3 年 8 月 4 日

白山市環境審議会
会 長 新 広 昭 様

白山市長 山 田 憲 昭

第 3 次白山市環境基本計画について（諮問）

第 3 次白山市環境基本計画の後期目標値の設定にあたり、白山市環境基本条例第 9 条
第 5 項の規定に基づき、貴審議会に意見を求めます。

令和4年 2月22日

白山市長 山 田 憲 昭 様

白山市環境審議会
会長 新 広 昭

第3次白山市環境基本計画の後期目標値の
設定及び中間見直しについて（答申）

令和3年8月4日に諮問のありました、標記計画の後期目標値の設定について、4回にわたり慎重に審議を重ねました。

その中で、白山市が平成30年6月にSDGs未来都市に選定されたことや昨年3月にゼロカーボンシティ宣言を行なったことを受け、これらの取り組みを明確にするため、計画の見直しを行なうことが適当であるとのことから当審議会として中間見直し（案）を取りまとめたところであります。

これをもって答申といたしますので、本答申を踏まえ、SDGsと2050年ゼロカーボンシティの実現はもとより、自然環境や生活環境の保全、ごみ処理等の諸課題に対し、実効性のある施策を展開し、目標値の達成に向けて取り組んでいただきますようお願いいたします。



2.白山市環境基本条例

目次 前文

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）
- 第 2 章 基本方針（第 8 条）
- 第 3 章 環境基本計画（第 9 条）
- 第 4 章 環境審議会（第 10 条—第 16 条）
- 第 5 章 施策の推進等（第 17 条—第 19 条）
- 第 6 章 基本施策
 - 第 1 節 環境基本計画との整合性の確保等（第 20 条—第 28 条）
 - 第 2 節 環境教育及び環境学習の推進等（第 29 条・第 30 条）
 - 第 3 節 自然環境の保全（第 31 条）
 - 第 4 節 公害の防止等（第 32 条—第 38 条）
 - 第 5 節 良好な景観の形成等（第 39 条—第 44 条）
 - 第 6 節 地球環境保全（第 45 条）
 - 第 7 節 苦情の誠意解決等（第 46 条・第 47 条）
- 第 7 章 委任（第 48 条）

附則

白山市は、白山国立公園や白山から流れる雄大な手取川、白砂青松の日本海など、山、川、海の豊かな自然に恵まれ、その恩恵を大きく享受してきた。

もとより、すべての市民には、良好な環境のもとに健康で安全かつ快適な生活を営む権利があると同時に、現在の恵まれた環境をより良いものとして、次の世代に引き継ぐ責務がある。

しかしながら、今日の社会は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活様式や事業活動により環境への負荷が増大し、その影響は地球環境にまで及んでいる。

このため、私たちは、環境問題を自らの課題として認識し、これまでの生活様式や事業活動を見直しながら、互いに協調をし、それぞれの責務を果たすことにより、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を目指すため、白山市環境基本条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、良好で快適な環境の保全及び創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする環境を確保することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 2 条第 1 項に定める環境への負荷をいう。
- (2) 循環型社会 循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）第 2 条第 1 項に定める循環型社会をいう。
- (3) 地球環境保全 環境基本法第 2 条第 2 項に定める地球環境保全をいう。
- (4) 公害 環境基本法第 2 条第 3 項に定める公害をいう。
- (5) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 2 条第 1 項に定める廃棄物をいう。
- (6) 一般廃棄物 廃棄物処理法第 2 条第 2 項に定める一般廃棄物をいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者がそれぞれの責任を認識し、公平な役割分担のもと、自主的かつ積極的に、又は相互に連携協力して推進されなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会が実現されるように行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であり、市民の健康で文化的な生活を将来にわたり確保する上で重要であることから、すべての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第 4 条 市は、市民及び事業者の意見を適切に反映し、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、前項の施策の実施に当たっては、市民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、参加及び協力を推進しなければならない。
- 3 市は、自ら廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源の循環的な利用並びにエネルギーの有効利用その他の環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

（市民の責務）

第 5 条 市民は、山林、河川、水路、海岸及び土壌その他の自然環境を汚さないようにしなければならない。

- 2 市民は、日常生活において、廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源及びエネルギーの節減並びに再生品その他の環境への負荷の低減に資する製品及び役務の利用に努めなければならない。
- 3 市民は、自らが所有し、又は管理する土地及び建物を清潔に保持しなければならない。
- 4 市民は、自らが利用する公園、道路及び集会所その他公共の場所の美化に努めなければならない。
- 5 市民は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

（滞在者の責務）

第6条 通勤、通学、旅行その他の所用のため本市に滞在する者は、前条に定める市民の責務に準じて環境の保全及び創造に努めなければならない。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は地域の環境を適正に保全しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 事業者は、事業活動において、廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、原材料及び役務の利用に努めなければならない。

4 事業者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針

（施策の基本方針）

第8条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

（1） 人の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を将来にわたり良好な状態に保持すること。

（2） 人と自然との共生を図るため、生物の多様性を確保し、自然環境を適正に保全すること。

（3） 地域の特性を生かし、環境の保全に配慮した良好な景観の形成により、心の豊かさが感じられる生活環境を確保すること。

（4） 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源の循環的な利用並びにエネルギーの有効利用による環境への負荷の少ない循環型社会の構築を図ること。

（5） 地球環境保全のため、市、市民及び事業者が連携協力して、地域における環境への負荷の低減を図ること。

第3章 環境基本計画

（環境基本計画）

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、前条各号に定める基本方針に係る長期的な目標及び施策の大綱その他必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、白山市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表する。

5 前2項の規定は、環境基本計画を変更する場合に準用する。

第4章 環境審議会

（設置及び所掌事務）

第10条 市の環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、白山市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) 一般廃棄物処理計画の基本計画に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関し必要と認める事項

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織及び委員等)

第11条 審議会は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、関係行政機関の職員及び市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第12条 審議会に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第13条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長がこれを招集する。

2 会議の議長は、会長とする。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第14条 審議会は、必要と認めるときは、議事に関係のある者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(答申)

第15条 審議会は、市長から諮問された事項について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。この場合において、審議会が必要と認めたときは、少数意見を付することができる。

(専門部会の設置)

第16条 審議会に、必要な事項を専門的に調査研究するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、専門委員若干人で組織する。

3 専門委員は、審議会の委員及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

第5章 施策の推進等

(施策の推進体制の整備)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備する。

(国及びその他の地方公共団体との連携協力)

第 18 条 市は、複数の市町による広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策について、国、県その他の地方公共団体と連携協力して推進するものとする。

(財政上の措置)

第 19 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な費用について、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第 6 章 基本施策

第 1 節 環境基本計画との整合性の確保等

(環境基本計画との整合性の確保等)

第 20 条 市は、施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を図り、環境への負荷が低減されるよう十分配慮しなければならない。

(年次報告)

第 21 条 市長は、本市の環境の状況及び市が講じた環境施策の実施状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表する。

(規制の措置)

第 22 条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずることができる。

(経済的措置)

第 23 条 市は、市民及び事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が環境の保全及び創造に自ら取り組むことを促進するため、必要があるときは、助成その他の措置を講ずることができる。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、特に必要があるときは、市民又は事業者に適正な経済的負担を求める措置を講ずることができる。

(事業者の環境管理の促進)

第 24 条 市は、事業者による自主的な環境の保全に係る方針、計画、実施、点検及び見直しからなる環境マネジメントシステムその他の環境への負荷の低減を図るための事業活動の体制が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に資する施設の整備等)

第 25 条 市は、一般廃棄物の処理施設、下水道、公園、緑地及び森林の整備その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するものとする。

(自発的な活動の促進)

第 26 条 市は、民間団体等が自発的に行う緑化、環境美化、再生資源に係る回収その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する協定の締結)

第 27 条 市長は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、事業者と環境の保全に関する協定を締結するものとする。

2 市長は、市域外において、設置又は設置が計画されている事業所が、本市域内に環境の保全上の支障を来すおそれがあると認めるときは、当該事業者と環境の保全に関する協定を締結するよう努めるものとする。

(調査の実施)

第 28 条 市は、環境に関する現状を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な調査の実施に努めるものとする。

第 2 節 環境教育及び環境学習の推進等

（環境教育及び環境学習の推進）

第 29 条 市は、民間団体等が環境の保全及び創造についての理解を深め、自発的に活動することを促進するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習（以下「環境教育及び学習」という。）を推進するものとする。

2 民間団体等は、環境教育及び環境学習の場へ積極的に参加するとともに、自ら学習に努めるものとする。

（情報の収集及び提供）

第 30 条 市は、前条の環境教育及び環境学習の推進に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を収集し、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、これを適切に民間団体等に提供するように努めるものとする。

第 3 節 自然環境の保全

（自然環境の保全）

第 31 条 市は、国、県その他の地方公共団体及び民間団体等と連携協力し、多様な生物の生息空間となる山林、河川、水路、海岸及び土壌その他の自然環境の保全及び生物の多様性の確保の推進に努めなければならない。

2 市民は、適正に自然環境が保全されるよう自ら努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動の実施に当たって、適正に自然環境が保全されるよう必要な措置を講じなければならない。

第 4 節 公害の防止等

（公害の防止）

第 32 条 市民及び事業者は、健康の保護及び生活環境を保全するため、公害の発生防止に努めなければならない。

2 市は、公害の発生を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業者は、事故により公害を発生させ、又はその発生のおそれが生じたときは、直ちに、関係施設の使用の中止その他の応急の措置を講じ、速やかにその状況を市長に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出をした者は、事故の再発を防止するための計画を速やかに市長に提出するとともに、当該計画に係る措置を完了したときは、その旨を届け出なければならない。

（自動車に係る公害の防止）

第 33 条 自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を所有する者又は使用する者は、環境への負荷がより少ない自動車等への転換に努めるとともに、自動車等の合理的な使用、必要な整備及び適正な運行により、自動車等から発生する排出ガス及び騒音を最小限にとどめるよう努めなければならない。

2 自動車等を運転する者は、自動車等から発生する排出ガスを削減し、かつ、騒音を防止するため、自動車等の駐車（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第

18号に規定する駐車をいう。)をする場合には、可能な限り当該自動車等の原動機を停止するよう努めなければならない。

- 3 市民は、可能な限り徒歩又は自転車若しくは路線バス等の公共交通機関の利用に努め、自動車等に係る公害の防止に協力しなければならない。

(近隣の静穏の保持)

第34条 市民は、日常生活に伴って発生する騒音によって、近隣の生活環境を損なうことのないように自ら配慮するとともに、相互に協力して、近隣の静穏の保持に努めなければならない。

(屋外燃焼行為の禁止)

第35条 市民及び事業者は、燃焼に伴ってダイオキシン類、ばい煙若しくは悪臭の発生その他の健康又は生活環境を損なうおそれのある物質を屋外において焼却してはならない。ただし、廃棄物処理法第16条の2各号で定める廃棄物の焼却については、この限りでない。

(畜舎又は鶏舎の設置者の責務)

第36条 畜舎又は鶏舎を設置する者は、悪臭及び害虫の発生並びに水質の汚濁を防止するため、常にその施設を点検整備し、汚物及び汚水を適正に処理しなければならない。

(土砂の流出、飛散の防止)

第37条 事業者は、土石の掘削、盛土、切土、整地等の行為により、公共用水域(水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域をいう。)に著しく土砂を流出させ、水質を汚濁させ、又は水底に土砂を堆積させてはならない。

- 2 事業者は、一時的に土砂を堆積しようとするときは、周辺の生活環境に飛散しないよう飛散防止のための措置を講じなければならない。

- 3 土木建築等の工事を行う事業者は、当該工事に伴って発生した土砂、砂利その他の資材等を公共の場所に飛散させ、又は流出させてはならない。

(地下水の保全)

第38条 市、市民及び事業者は、地下水の涵養、保全及び水資源の使用節減に努めなければならない。

- 2 地下水を採取する者は、地下水の合理的利用を図ることにより、揚水量の減量に努めなければならない。

- 3 井戸及び飲料水供給施設を管理する者は、常に施設の点検、補修及び水質検査その他の衛生的な維持管理を実施し、利用者の健康の保護及び防疫に努めなければならない。

第5節 良好な景観の形成等

(良好な景観の形成)

第39条 市は、自然と調和した地域の特性を生かし、環境の保全に配慮した良好な景観を形成するために、魅力ある街並みの創造、美しい緑地の保全、憩いとやすらぎのある水辺空間の整備及び歴史的文化的遺産の保全その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件の設置者は、周辺の生活環境に配慮した良好な景観の保持に最善の注意を払わなければならない。

- 3 自転車を利用する者は、周辺の生活環境に配慮した良好な景観の確保及び交通の支障防止のため、自転車駐車場その他自転車の駐車を目的としてつくられた場所以外の場所に自転車を放置してはならない。

（緑化の推進）

第40条 市は、緑豊かな生活環境を確保するため、緑化の推進に必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市民及び事業者は、自ら所有し、又は管理する土地の敷地内において、適正な管理のもとに積極的な緑化に努めなければならない。

（空き地等の管理）

第41条 住宅周辺の空き地又は現に使用されていない建築物の敷地の所有者又は管理者（以下「空き地の所有者等」という。）は、当該空き地若しくは敷地（以下「空き地等」という。）に雑草が繁茂し、又は廃棄物の投棄、病害虫の発生その他周辺の生活環境が損なわれる状態にならないよう適正に管理しなければならない。

- 2 前項の規定は、空き地の所有者等が空き地等を資材置場若しくは駐車場その他の用途として利用し、又は利用させている場合について準用する。

（空き缶等の散乱防止）

第42条 市民は、飲食物を収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムの噛みかす及び包装紙その他のごみ（以下「空き缶等」という。）の散乱を防止するため、屋外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器に収納することにより、自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 缶、瓶、ペットボトルその他の容器で飲食物を販売する者は、これらの空き容器が散乱しないよう必要な措置を講ずるものとする。

- 3 公共の場所において、催しを行おうとする者は廃棄物の発生の抑制及び分別回収に努めるとともに、当該催しにより発生した廃棄物を適正に処理しなければならない。

- 4 市は、空き缶等の散乱を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

（愛がん動物の飼育者の責務）

第43条 飼犬、飼猫その他の愛がん動物（以下「飼犬等」という。）の飼育者は、人に迷惑を及ぼすことのないよう飼犬等を管理するとともに、責任を持ってそのふん尿を処理しなければならない。

（美化推進重点地域の指定及び施策の重点実施）

第44条 市長は、空き缶等廃棄物の散乱を特に防止する必要があると認められる地域を美化推進重点地域として指定することができる。

- 2 市長は、美化推進重点地域を指定し、又は変更したときは、これを告示しなければならない。

- 3 市長は、美化推進重点地域において、空き缶等廃棄物の散乱の防止についての施策を重点的に実施するものとする。

第6節 地球環境保全

（地球環境保全の推進）

第45条 市は、地球温暖化の防止及びオゾン層の保護並びに森林等の保全、緑化の推進その他の地球環境保全のための施策を推進するものとする。

- 2 市は、国、県その他の地方公共団体、民間団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。
- 3 市民及び事業者は、フロンガスの排出抑制、資源の循環的な利用による森林等の保全及び廃棄物の削減、エネルギーの効率的な利用及び環境への負荷の少ない新エネルギー等の導入による二酸化炭素等の温室効果ガスの排出抑制その他の地球環境の保全に寄与するために必要な取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

第7節 苦情の誠意解決等

(苦情の誠意解決)

- 第46条 市は、生活環境が損なわれている旨の苦情があったときは、市民及び事業者の相談内容に応じて関係行政機関と協力の上、その適切な処理に努めるものとする。
- 2 市民及び事業者は、自らの活動において生活環境が損なわれている旨の苦情の申出があったときは、誠意をもって解決するよう努めなければならない。

(立入調査及び指導、勧告、命令等)

- 第47条 市長は、第32条（公害の防止）第3項若しくは第4項、第35条（屋外燃焼行為の禁止）、第36条（畜舎又は鶏舎の設置者の責務）、第37条（土砂の流出、飛散の防止）、第41条（空き地等の管理）、第42条（空き缶等の散乱防止）第2項若しくは第3項又は第43条（愛がん動物の飼育者の責務）の規定に違反し、周辺的生活環境が損なわれた場合若しくはそのおそれがあると認めるときは、当該職員に立入調査させ、関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
 - 3 関係者は、第1項に定める立入調査を正当な理由なくして拒むことはできない。
 - 4 市長は、第1項に規定する場合、市民又は事業者に対し、施設の改善又は行為の中止その他の必要な措置について、指導及び勧告をすることができる。
 - 5 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
 - 6 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市民、事業者その他関係者に対し、環境の保全に関して必要な報告を求めることができる。

第7章 委任

(委任)

- 第48条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- ##### (経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の松任市環境基本条例（平成13年松任市条例第5号）、美川町公害防止条例（昭和46年美川町条例第18号）、美川町公害対策審議会規則（昭和46年美川町規則第10号）、美川町美しい環境づくり条例（平成10年美川町条例第16号）、鶴来町生活環境保全基本条例（昭和46年鶴来町条例第21号）、鶴来町生活環境審議会規則（昭和46年鶴来町規則第16号）、鶴来町環境美

化推進条例（平成 10 年鶴来町条例第 19 号）、河内村環境保全条例（平成 4 年河内村条例第 1 号）、吉野谷村の美しい環境づくり条例（平成 13 年吉野谷村条例第 1 号）、鳥越村騒音防止に関する条例（昭和 46 年鳥越村条例第 118 号）、鳥越村の美しい環境づくり条例（平成 13 年鳥越村条例第 1 号）、尾口村の美しい環境づくり条例（平成 13 年尾口村条例第 3 号）又は白峰村の美しい環境づくり条例（平成 10 年白峰村条例第 9 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。



3.白山市の地域特性

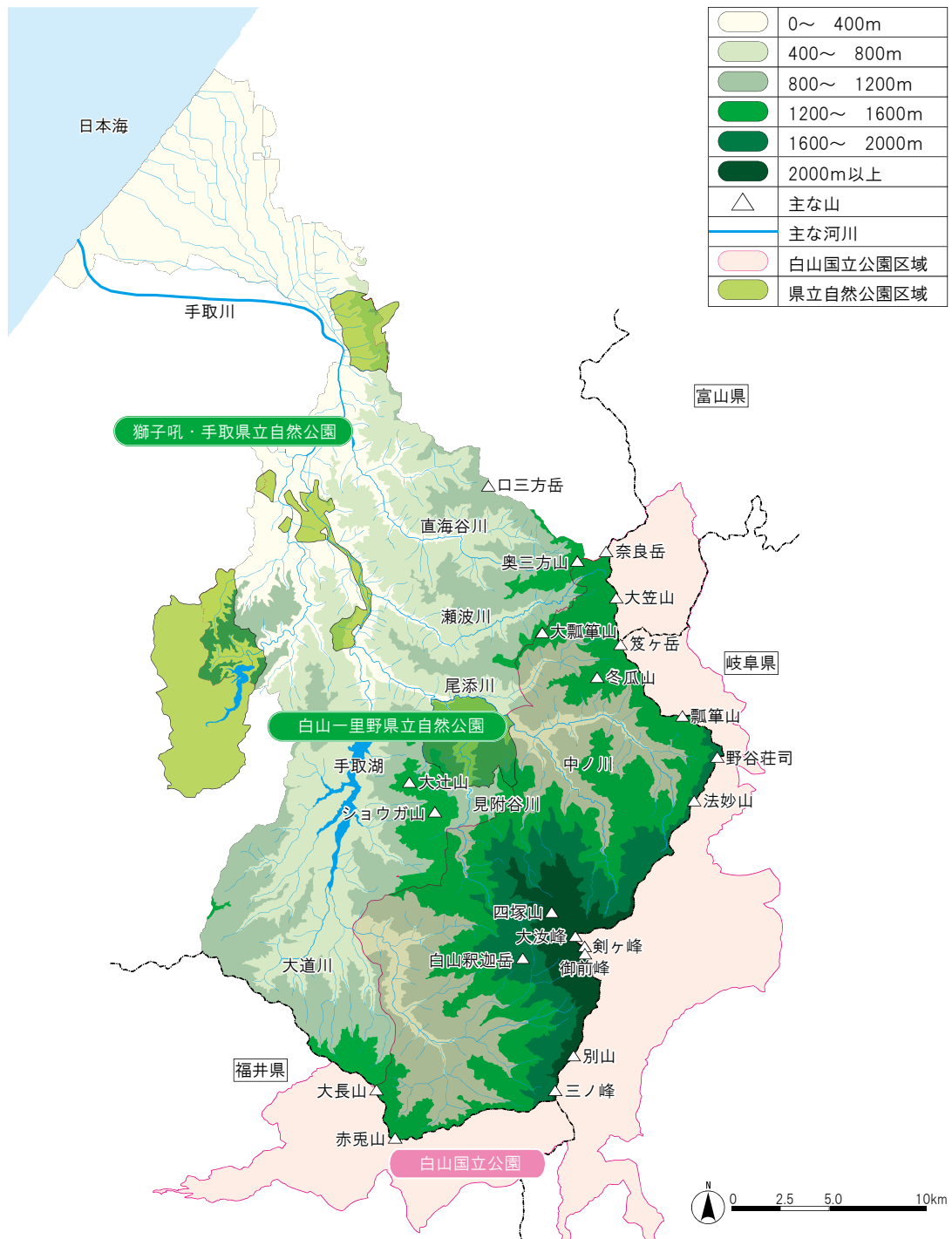
1.1 自然的特性

(1)位置・地形

本市は、石川県加賀地方の中央部、県都金沢市の南西部に位置し、市域の総面積は県内最大の 754.93km² で石川県全体の 18%を占めています。

白山国立公園や県内最大の流域を誇る手取川、日本海などの豊かな自然に囲まれており、海岸部から白山御前峰まで 2,702mの標高差があります。

図表-資 3.1 白山市地形図

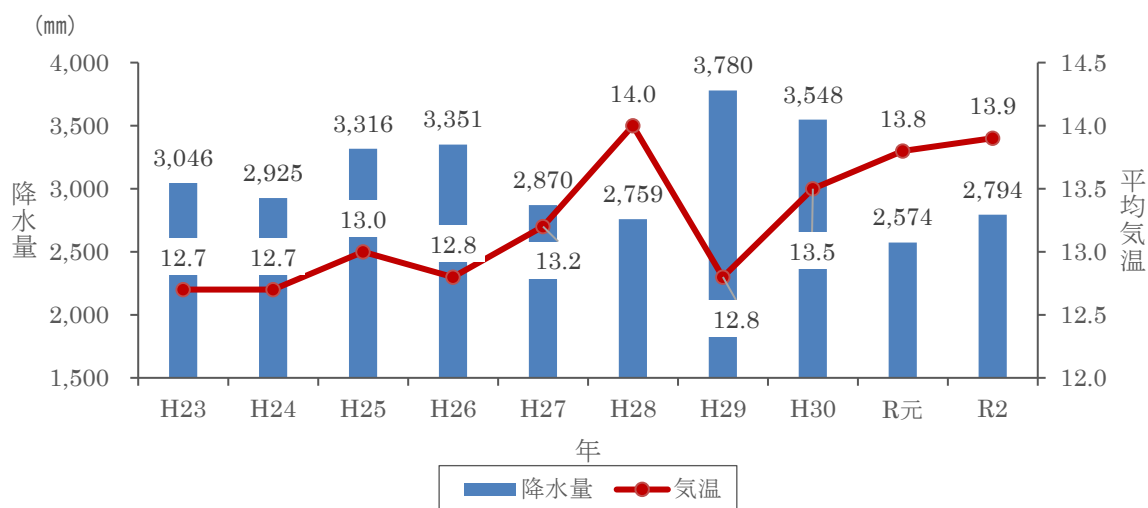


(2)気象

本市を含む石川県の気象は、日本海側気候を呈し、その特性が顕著に現れる冬期には北西からの季節風により気温が低く、雪の降る日が多くなります。山沿いや山間部は最深積雪が平野部の2～4倍にもなる豪雪地帯です。

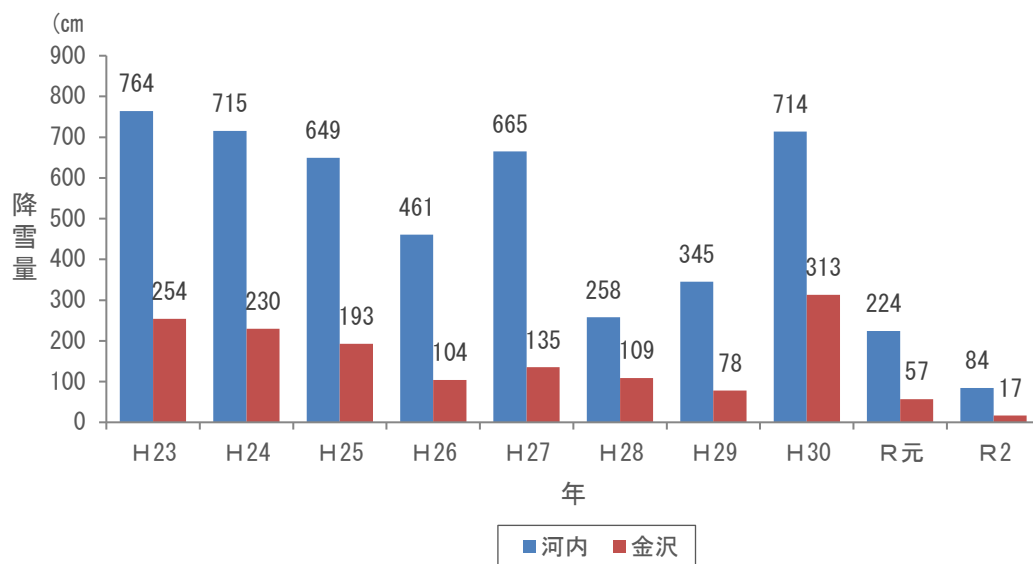
近年では、年間平均気温をみると上昇傾向にありますが、降雪量は減少傾向にあります。

図表-資 3.2 白山河内年間降水量と年間平均気温の推移



金沢地方気象台データより作成

図表-資 3.3 降雪量の推移

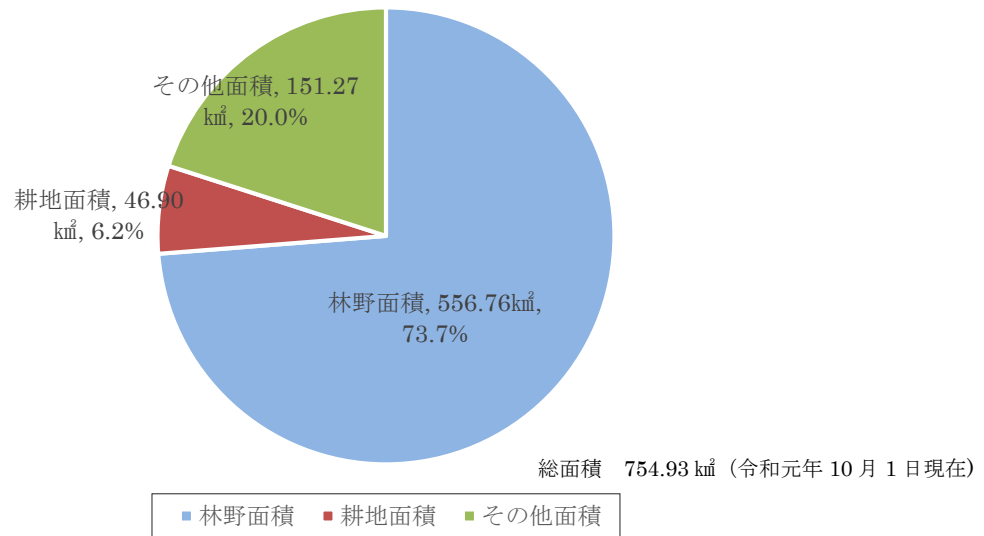


金沢地方気象台データより作成

(3)土地

土地の割合をみると、林野面積 73.8%、耕地面積 6.2%、その他 20.0%と林野面積が大半を占めています。

図表-資 3.4 本市の土地の割合



石川県統計書(石川県、令和元年)より作成

1.2 社会的特性

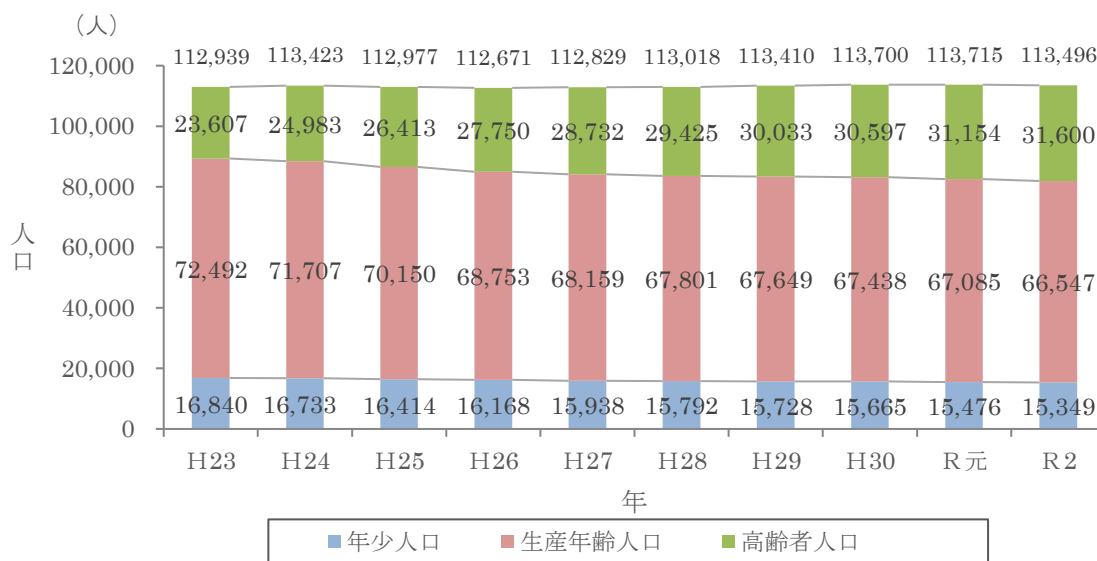
(1)人口・世帯

本市の人口は、令和２年１２月現在で 113,496 人であり、世帯数は 44,918 世帯となっています。

年齢別人口では、年少人口(0～14 歳)と生産年齢人口(15～64 歳)は減少し、高齢人口(65 歳以上)は増加しており、少子高齢化がみられます。

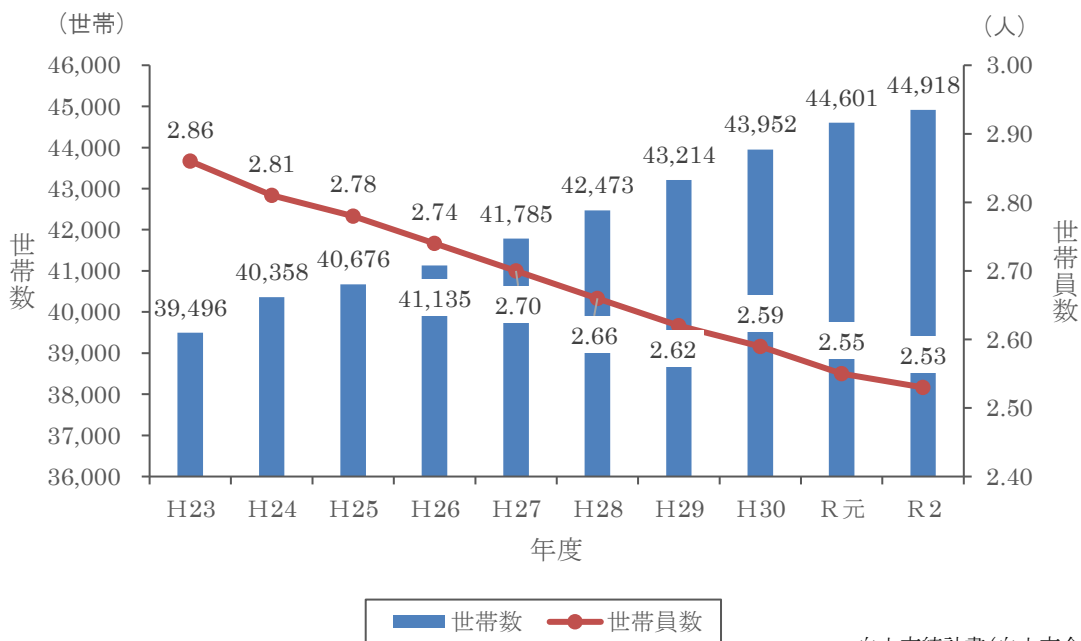
また、世帯員数も平成 22 年の 2.90 人から令和 2 年では 2.53 人と減少傾向にあります。

図表-資 3.5 人口構成の推移



白山市統計書(白山市企画課)より作成

図表-資 3.6 世帯数および世帯員数の推移



白山市統計書(白山市企画課)より作成

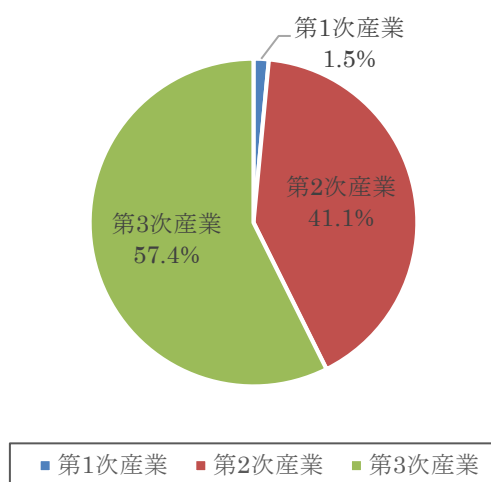
(2)産業

産業別就業者数は、第3次産業の割合が大きく全体の半数以上を占め、次いで第2次産業が4割程度を占めています。第1次産業は1.2%と非常に小さな割合となっています。

図表-資 3.7 産業別事業所数および就業者数

区 分	事業所数	就業者数(人)	割合(%)
第1次産業	74	885	1.5
農漁、林業	72	881	1.5
漁業	2	4	
第2次産業	1,378	23,550	41.1
鉱業	6	38	0.1
建設業	665	3,505	6.1
製造業	707	20,007	35.0
第3次産業	3,579	32,804	57.3
電気・ガス・熱供給・水道業	8	170	0.3
情報通信業	51	1,243	2.2
運輸・郵便業	180	4,579	8.0
卸売・小売業	1,114	8,833	15.4
金融・保険業	62	600	1.0
不動産・物品賃貸業	141	488	0.9
学術研究・専門・技術サービス業	194	1,076	1.9
宿泊・飲食サービス業	496	3,297	5.8
生活関連サービス・娯楽業	374	1,418	2.5
教育・学習支援業	207	1,821	3.2
医療・福祉	357	4,744	8.3
複合サービス事業	32	637	1.1
サービス業(他に分類されないも	311	2,795	4.9
公務	52	1,103	1.9
合計	5,031	57,239	100.0

端数処理で合計が合わないことがある。



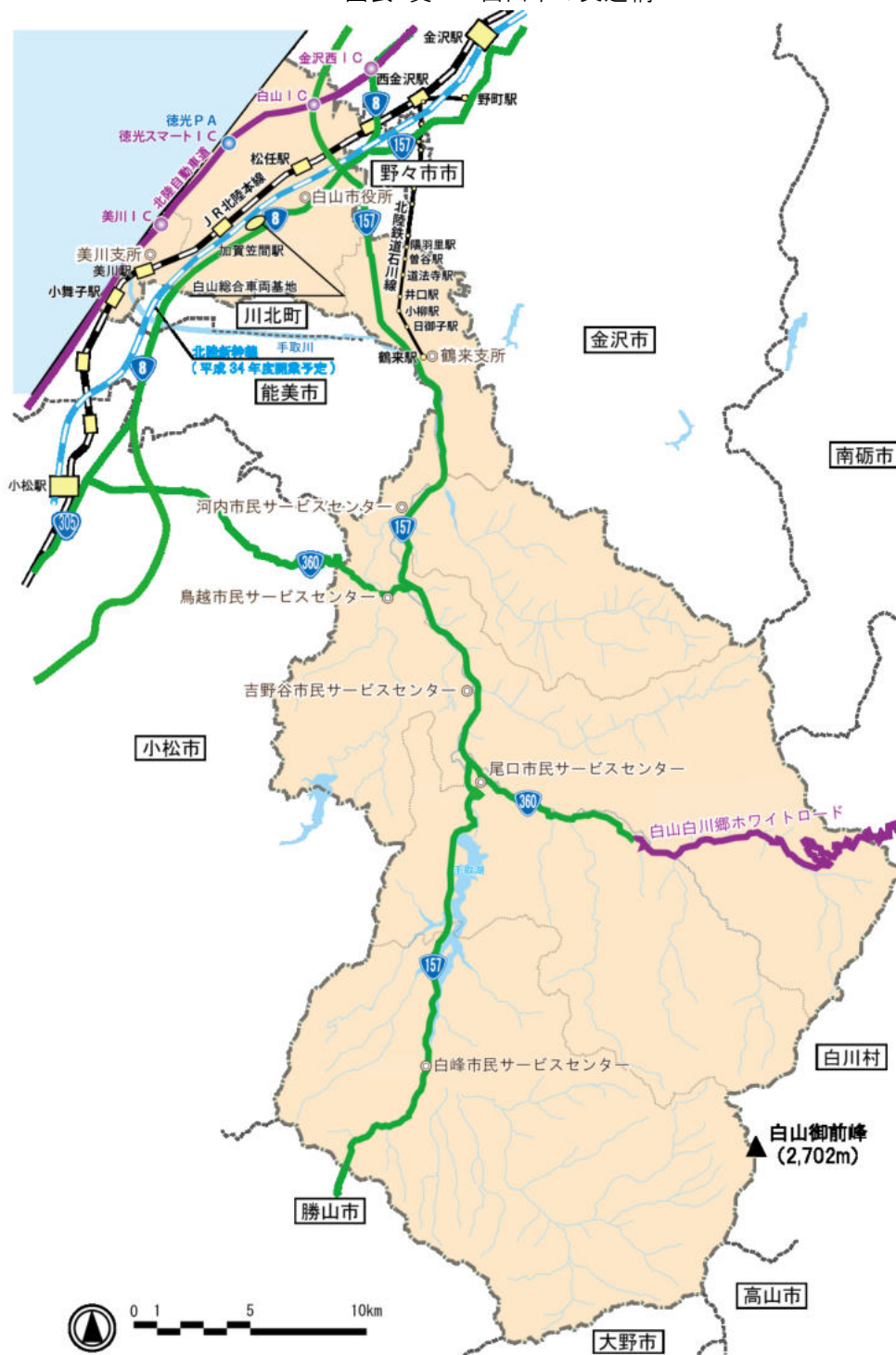
経済産業省/平成26年経済センサス基礎調査結果より作成

(3)交通

本市には、北陸自動車道、国道 8 号、国道 157 号、国道 360 号などの幹線道路網が整備されており、白山白川郷ホワイトロードが尾口地域の尾添から岐阜県白川郷に通じています。

また、公共交通機関として J R 北陸本線が日本海に沿って通過しているほか、平成 27 年 3 月に北陸新幹線が金沢まで開業し、金沢・敦賀間の整備が令和 5 年度の開業を目指し進められています。

図表-資 3.8 白山市の交通網





4.白山市の環境の現況

本市の豊かな自然を守り育てよう

1.手取川水系と手取川扇状地の保全

図表-資 4.1.1 本市における降水量(平年値)と最深積雪量

地 点	降水量(mm) (平年値：1991～2020 年)	最深積雪量(cm) (生起年月)
白山河内	2,901.4	308(1981 年 1 月)
白山白峰	2,958.3	観測データなし
金 沢	2,401.5	181(1963 年 1 月)

金沢地方気象台データより作成

図表-資 4.1.2 白山市における保安林の指定状況

(単位：ha)

区 分	面 積			
	平成 2 6 年度		平成 3 0 年度	
水源かん養保安林	33,209.55	(5,754.68)	33,229.80	(5,754.68)
土砂流出防備保安林	4,278.97	(1,708.19)	4,305.31	(1,708.19)
土砂崩壊防備保安林	3.63	—	3.95	—
飛砂防備保安林	57.70	(37.29)	57.70	(37.29)
防風保安林	23.58	(21.29)	23.58	(21.29)
水害防備保安林	0.78	—	0.78	—
干害防備保安林	—	—	—	—
なだれ防止保安林	626.34	(22.74)	626.34	(22.74)
落石防備保安林	0.99	—	5.36	—
保健保安林	1,373.64	(7,544.19)	1,373.64	(7,544.19)
風致保安林	—	—	—	—
合 計	39,575.18	(7,544.19)	39,626.46	(7,544.19)

注 1 保健保安林欄以外の()は、保健保安林と兼種(内数)である。

2 保健保安林の()は、その他の保安林と兼種(外数)である。

石川県統計書(元年度) (石川県)より

図表-資 4.1.3 環境基準の水域類型の指定状況

水 系	水 域	基準点	類 型
手取川	手取川上流	風嵐堰堤	河川 AA
	手取川中流	白山合口堰堤	河川 A
		辰口橋	河川 A
	手取川下流	美川大橋	河川 B
	尾添川上流	三ツ俣堰堤	河川 AA
	尾添川下流	濁澄橋	河川 A
	大日川上流	丸山大橋	河川 AA
	大日川下流	下野大橋	河川 A
加賀沿岸海域	加賀沿岸海域	白山市美川漁港沖	海域 A
		白山市笠間沖	海域 A
		倉部川沖	海域 A

水質汚濁に係る環境基準及び類型指定の状況しおり(石川県、令和 2 年 4 月)より作成

【環境基準のあてはめについて】

水質環境基準の生活環境項目については、河川、湖沼、海域の各公共用水域に関して、水道、水産、工業用水、農業用水、水浴などの利用目的に応じて設けられた AA～E の 6 つの水域類型ごとに基準値が定められており、具体的な水域への類型あてはめは都道府県知事が決定する仕組みになっています。

生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として具体的には、pH、BOD、COD、SS、DO などの基準値が設定されています。

※各類型の環境基準は、河川に関するものは(図表-資 4.1.4)、海域に関するものは(図表-資 4.1.6)に記載しています。

図表-資 4.1.4 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目 類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌 群数
AA	水道 1 級 自然環境保全および A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道 2 級 水産 1 級、水浴および B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道 3 級 水産 2 級および C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級および D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水および E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/ℓ以上	—
備 考 1.基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる) 2.農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/ℓ以上とする (湖沼もこれに準ずる)						

(注)

1. 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級および水産 3 級の水産生物
水産 2 級 : サケ科魚類およびアユ等貧腐水性水域の水産生物用および水産 3 級の水産生物用
水産 3 級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級 : 特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

水質汚濁に係る環境基準について(環境庁告示第 59 号、昭和 46 年 2 月)より作成

図表-資 4.1.5 河川に係る水質調査の結果(令和 2 年度)

【水素イオン濃度(pH)】

水系名	類 型	測定地点	最小～最大	単 位
手取川	河川 AA	風嵐堰堤	7.7～8.3	—
	河川 A	白山合口堰堤	7.0～8.0	
	河川 A	辰口橋	7.1～8.1	
	河川 B	美川大橋	7.2～8.4	
尾添川	河川 AA	三ツ俣堰堤	8.0～8.3	
	河川 A	濁澄橋	8.0～8.4	
大日川	河川 AA	丸山大橋	7.4～7.9	
	河川 A	下野大橋	7.4～7.9	

【生物化学的酸素要求量(BOD)】

水系名	類 型	測定地点	75%値	単 位
手取川	河川 AA	風嵐堰堤	0.8	mg/ℓ
	河川 A	白山合口堰堤	0.6	
	河川 A	辰口橋	<0.5	
	河川 B	美川大橋	0.5	
尾添川	河川 AA	三ツ俣堰堤	0.7	
	河川 A	濁澄橋	0.7	
大日川	河川 AA	丸山大橋	0.8	
	河川 A	下野大橋	1.4	

【浮遊物質(SS)】

水系名	類 型	測定地点	平均値	単 位
手取川	河川 AA	風嵐堰堤	2	mg/ℓ
	河川 A	白山合口堰堤	12	
	河川 A	辰口橋	12	
	河川 B	美川大橋	12	
尾添川	河川 AA	三ツ俣堰堤	4	
	河川 A	濁澄橋	5	
大日川	河川 AA	丸山大橋	1	
	河川 A	下野大橋	2	

【溶存酸素量(DO)】

水系名	類 型	測定地点	平均値	単 位
手取川	河川 AA	風嵐堰堤	9.7	mg/ℓ
	河川 A	白山合口堰堤	11	
	河川 A	辰口橋	11	
	河川 B	美川大橋	11	
尾添川	河川 AA	三ツ俣堰堤	9.8	
	河川 A	濁澄橋	10	
大日川	河川 AA	丸山大橋	9.8	
	河川 A	下野大橋	9.9	

【大腸菌群数】

水系名	類 型	測定地点	平均値	単 位
手取川	河川 AA	風嵐堰堤	1.5×10^2	MPN/ 100mℓ
	河川 A	白山合口堰堤	1.0×10^3	
	河川 A	辰口橋	8.6×10^2	
	河川 B	美川大橋	1.8×10^3	
尾添川	河川 AA	三ツ俣堰堤	9.7×10^1	
	河川 A	濁澄橋	7.6×10^2	
大日川	河川 AA	丸山大橋	8.2×10^2	
	河川 A	下野大橋	1.7×10^3	

令和 2 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書(石川県)より作成

図表-資 4.1.6 生活環境の保全に関する環境基準(海域)

類型	利用目的の適応性	水素 イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/ 100mℓ以下	検出されない こと
B	水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—	検出されない こと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—	
備 考 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mℓ以下とする。						

(注)

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用および水産 2 級の水産生物用
水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

水質汚濁に係る環境基準について(環境庁告示第 59 号、昭和 46 年 2 月)より作成

図表-資 4.1.7 海域に係る水質調査の結果(令和 2 年度)

【水素イオン濃度(pH)】

海域名	類 型	測定地点	平均値	単 位
加賀沿岸海域	海域 A	白山市美川漁港	8.1～8.4	—
		白山市笠間沖	8.2～8.3	
		倉部川沖	8.1～8.3	

【化学的酸素要求量(COD)】

海域名	類 型	測定地点	75%値	単 位
加賀沿岸海域	海域 A	白山市美川漁港	1.1	mg/ℓ
		白山市笠間沖	1.2	
		倉部川沖	1.1	

【溶存酸素量(DO)】

海域名	類 型	測定地点	平均値	単 位
加賀沿岸海域	海域 A	白山市美川漁港	10	mg/ℓ
		白山市笠間沖	9.7	
		倉部川沖	9.7	

【大腸菌郡数】

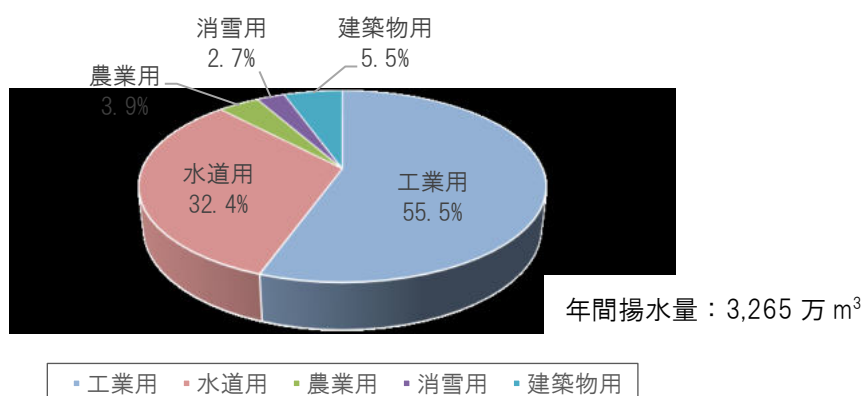
海域名	類 型	測定地点	平均値	単 位
加賀沿岸海域	海域 A	白山市美川漁港	1.0×10^3	MPN/ 100ml
		白山市笠間沖	8.8×10^1	
		倉部川沖	5.0×10^1	

【n-ヘキサン抽出物質(油分等)】

海域名	類 型	測定地点	平均値	単 位
加賀沿岸海域	海域 A	白山市美川漁港	<0.5	mg/ℓ
		白山市笠間沖	<0.5	
		倉部川沖	<0.5	

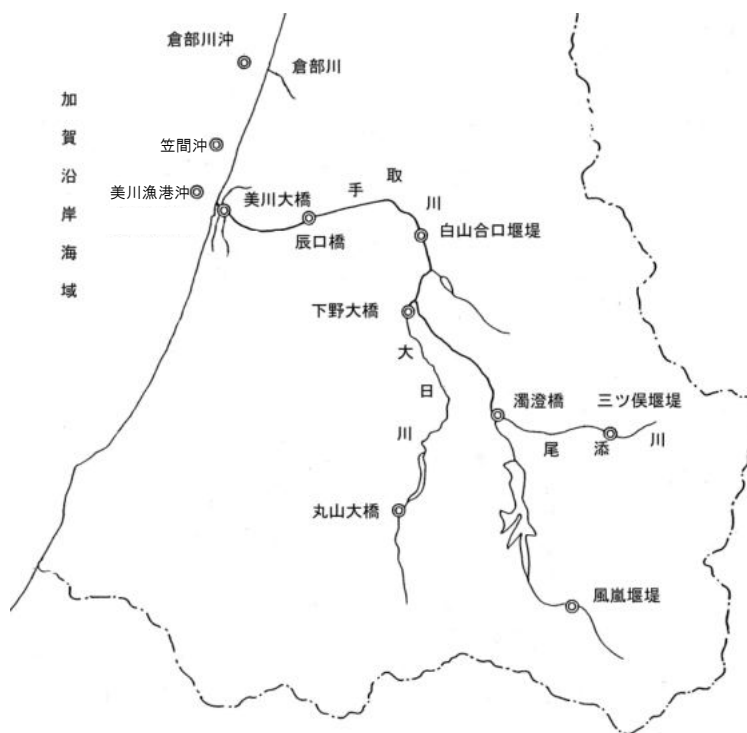
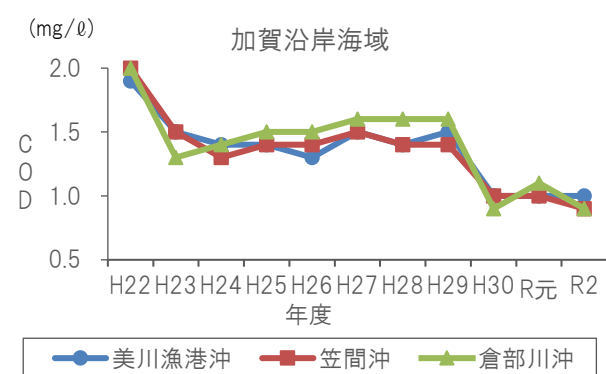
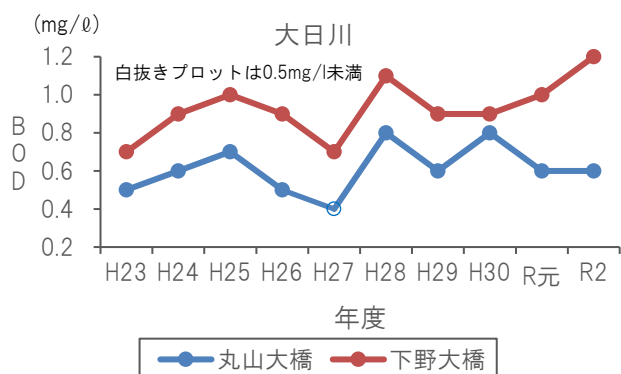
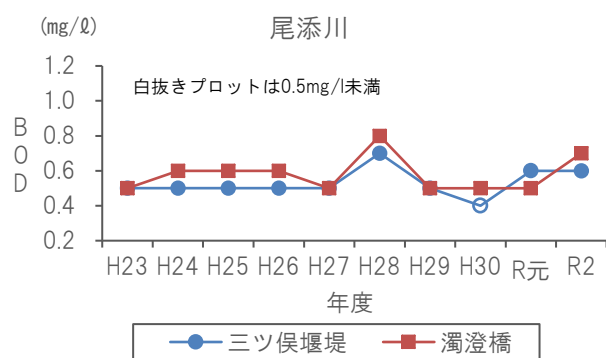
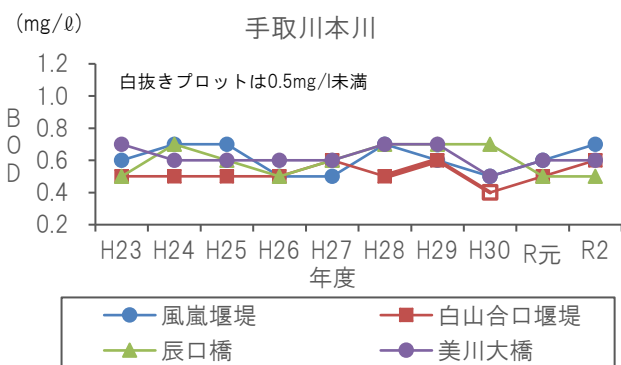
令和 2 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書(石川県)より作成

図表-資 4.1.8 白山市における用途別地下水揚水割合(令和元年度)



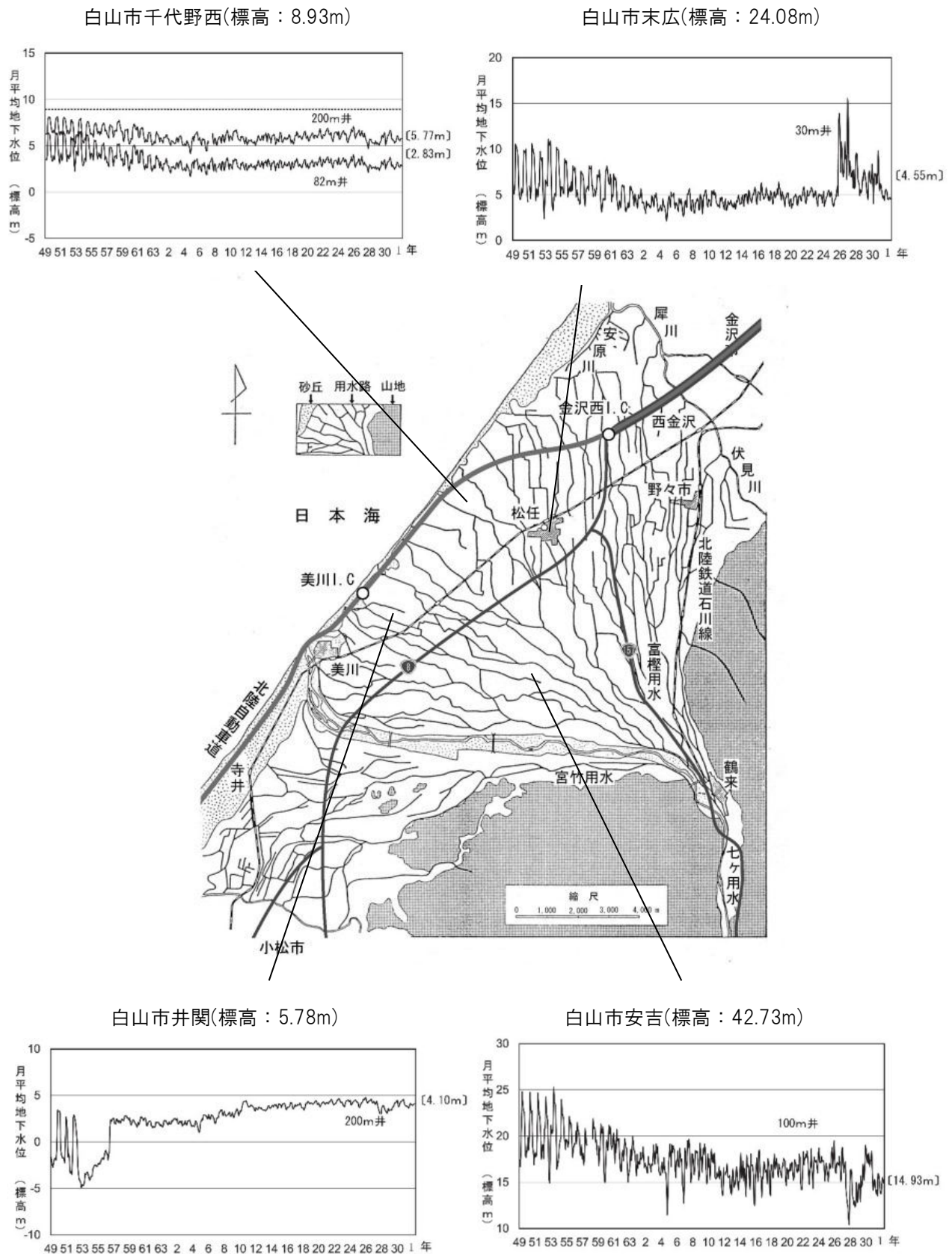
令和元年度石川県地下水保全対策調査報告書より作成

図表-資 4.1.9 手取川水系の水質経年変化(年平均値)



令和2年度公共用水域および地下水の水質測定結果報告書(石川県)
国土交通省北陸地方整備局資料より作成

図表-資 4.1.10 手取川扇状地域における地下水位の変化



令和2年度版 石川県環境白書(石川県)より作成

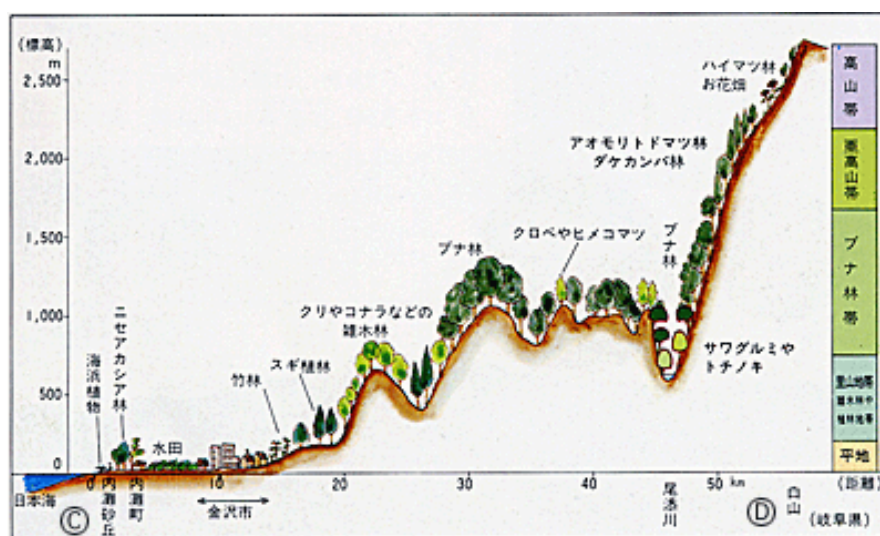
2.白山国立公園と多様な自然環境の保全と保護

図表-資 4.1.11 白山国立公園と県立自然公園の指定状況(本市関係分)

公園名	指定年月日 (最終変更)	面積(ha) (石川県分)	関係県	関係市町	興味地点
白山国立公園	昭和 37.11.12 (平成 24.5.7)	49,900 (25,735)	富山 石川 福井 岐阜	白山市	白山白峰 噴泉塔群 蛇谷峡谷
獅子吼・手取県立 自然公園	昭和 42.10.1 (昭和 60.5.28)	6,410	石川	金沢市 小松市 白山市	獅子吼高原 鳥越高原 手取峡谷
白山一里野 県立自然公園	昭和 48.9.1 (平成 2.4.17)	1,864	石川	白山市	一里野

令和 2 年度版 石川県環境白書(石川県)より作成

図表-資 4.1.12 加賀地方の植生



石川県 HP より引用

3.生物多様性と鳥獣の適正な保護管理の推進

図表-資 4.1.13 鳥獣保護区などの指定状況

区 分	名 称	所 在 地	設定期間	設定面積 (ha)
国指定 鳥獣保護区	白 山	白峰地域・尾口地域・ 吉野谷地域・河内地域・ 金沢市	平成 30.11.01～令和 10.10.31	25,958
県指定 鳥獣保護区	鶴 来	鶴来地域	平成 27.11.01～令和 7.10.31	500
	吉 原	鳥越地域	平成 21.11.01～令和 11.10.31	285
	美川海岸	美川地域	令和 2.11.01～令和 12.10.31	70
	手取地区	鶴来地域・鳥越地域 河内地域・吉野谷地域	平成 24.11.01～令和 4.10.31	503
特定猟具 使用禁止 区域 (銃器)	美川地区	美川地域	平成 28.11.01～令和 8.10.31	220
	大日川	鳥越地域	平成 30.11.01～令和 10.10.31	212
	松任北部	松任地域	令和元.11.01～令和 11.10.31	78
	相川新	松任地域	令和元.11.01～令和 11.10.31	11
	手取川第 3 ダム	河内地域	平成 25.11.01～令和 5.10.31	80

令和 2 年度石川県鳥獣保護区等解説（石川県）より

図表-資 4.1.14 有害鳥獣による農作物被害

区分	指 標	H23 年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
(千円)	ク マ	1,140	7,570	858	504	994	3,827	6,333	735	48	1,513
	サ ル	77	521	125	1,021	36	206	2,703	555	1,075	3,713
	イノシシ	181	152	60	1,147	443	797	1,336	2,625	5,704	2,207
	ニホンジカ	0	0	0	20	12	3	0	0	0	0
	中獣類	11	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	鳥 類	0	1	1	1	0	0	79	0	0	0
	合 計	1,409	8,245	1,045	2,694	1,485	4,833	10,451	3,915	6,827	7,433
(ha)	ク マ	0.6	1.0	0.3	1.2	0.3	1.2	2.0	0.3	0.1	0.6
	サ ル	0.1	0.5	0.1	0.9	0.1	0.1	2.5	0.3	0.9	2.8
	イノシシ	0.1	0.1	0.1	1.1	0.6	0.9	1.4	2.4	5.9	1.8
	ニホンジカ	0	0	0	0	0.1	0.1	0.	0	0	0
	中獣類	0.1	0.1	0.1	0.1	0	0	0	0	0	0
	鳥 類	0	0.1	0.1	0.1	0	0	0.1	0	0	0
	合 計	0.9	1.8	0.7	3.4	1.1	2.2	6.0	3.0	6.9	5.2

森林対策課より

図表-資 4.1.15 本市に生息・生育する「いしかわレッドデータブック(動物編)」の掲載種数

区 分	絶 滅	絶滅のおそれ のある種		左の代表的な掲載種	準絶滅 危惧種	情報 不足	合 計	地 域 個体群
		絶滅危 惧Ⅰ類	絶滅危 惧Ⅱ類					
哺乳類	2	6	7	ノレンコウモリ クロホオヒゲコウモリ	8	0	23	0
鳥 類	1	8	14	ライチョウ トキ イヌワシ	23	4	49	2
両生爬虫類		0	1	アカウミガメ	4		5	0
淡水魚類		1	0	トミヨ	0	1	2	2
昆虫類	2	15	29	カトリヤンマ カワラゴミムシ コトラカミキリ	69	17	132	3
浅海域 の生物			0		1	0	1	1
貝類		0	6	オクガタギゼル ハクサンマイマイ	17	8	31	
その他 の動物		0	1	イソコモリグモ	1	2	4	
合 計	5	30	58		123	32	247	8

「石川県の絶滅のおそれのある野生生物 いしかわレッドデータブック 2020」(動物編)
(石川県、令和2年3月)より作成

4. ジオパークを活用した自然とのふれあいの場の充実

図表-資 4.1.16 自然とのふれあい・観察拠点(施設)

施設等		名 称	地 域
自然公園関係	有人山小屋	南竜宿舎	白 峰
		白山室堂宿舎・ビジターセンター	白 峰
	野営場	南竜ヶ馬場野営場	白 峰
		市ノ瀬野営場	白 峰
	集団施設地区	市ノ瀬集団施設地区	白 峰
		中宮温泉集団施設地区	吉野谷
	博物展示施設	中宮展示館	吉野谷
鳥獣関係	鳥獣保護・観察舎等	ノミレイク野鳥観察舎	河 内
		ブナオ山観察舎	尾 口
		白山鳥獣保護区管理センター	白 峰
自然環境保全 ・自然教育関係	博物館、資料館、研究施設	石川県林業試験場	鶴 来
		石川県白山自然保護センター	吉野谷
		白山ろく民俗資料館	白 峰
	自然教育施設	白山ろく少年自然の家	尾 口
天然記念物	国指定天然記念物	太田の大トチノキ	白 峰
		手取川流域の珪化木産地	白 峰
		岩間の噴泉塔群	尾 口
		御仏供スギ	吉野谷
	県指定天然記念物	金劔宮の社叢ウラジロガシ林	鶴 来
		桑島化石壁産出化石	白 峰
		百合谷の珪化直立樹幹	白 峰
		白峰百万貫の岩	白 峰
		五十谷の大スギ	鳥 越
		トミヨ生息地	美 川
		瀬戸の夜泣きイチョウ	尾 口

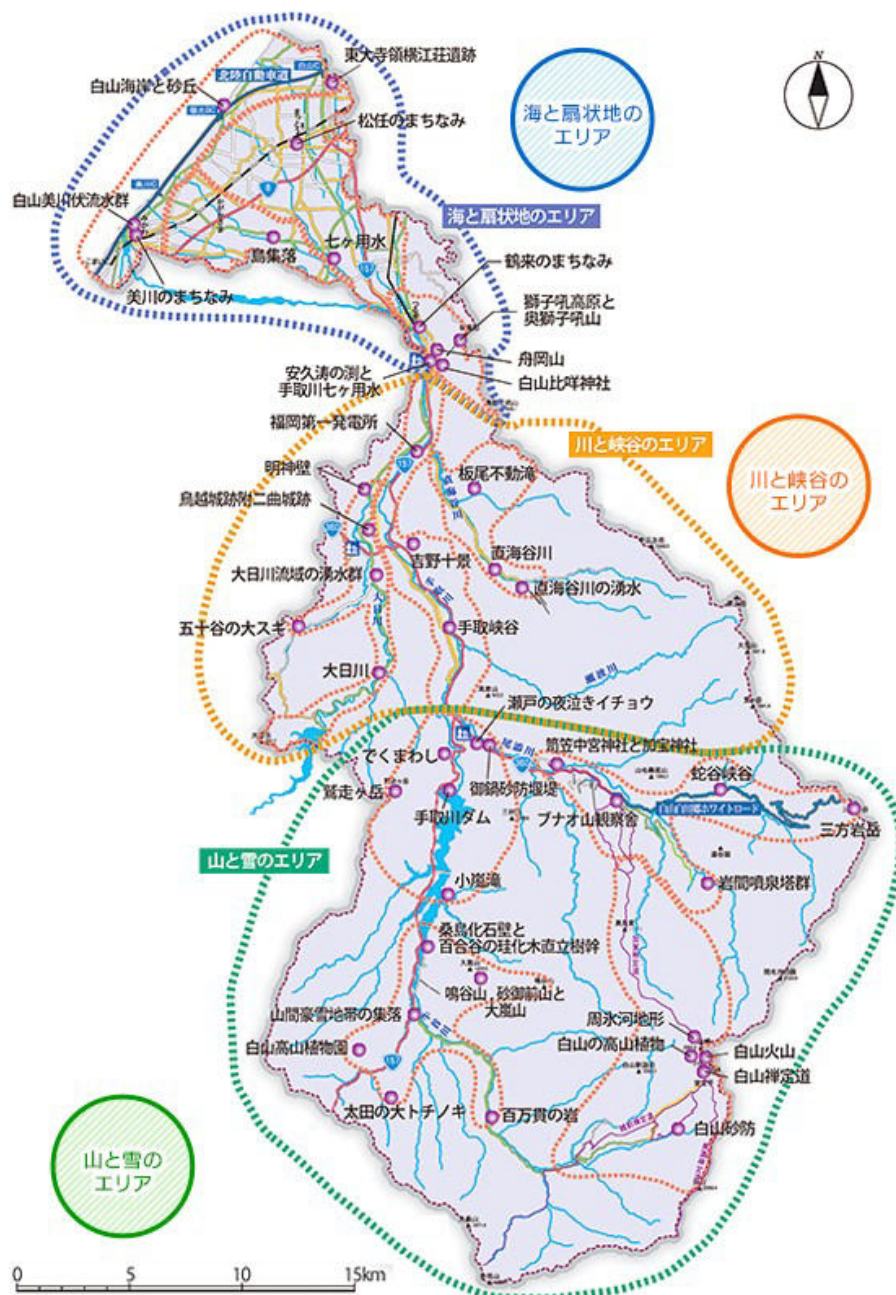
石川県の自然公園・自然環境保全地域等配置図(石川県)
および白山市文化財保護課より作成

図表-資 4.1.17 白山手取川ジオパーク ジオエリア・ゾーン・ポイント図

ジオパーク(geopark)とは、地球活動の遺産を主な見所とする自然の中の公園を言います。ジオ(geo=大地・地球)とパーク(park=公園)を組み合わせた造語で、2004 年より国際連合教育科学文化機関〔ユネスコ〕が支援しているプログラムです。



白山手取川ジオパーク エリア・サイト図



ジオパーク・エコパーク推進室より

図表-4.1.18 放流事業による放流数

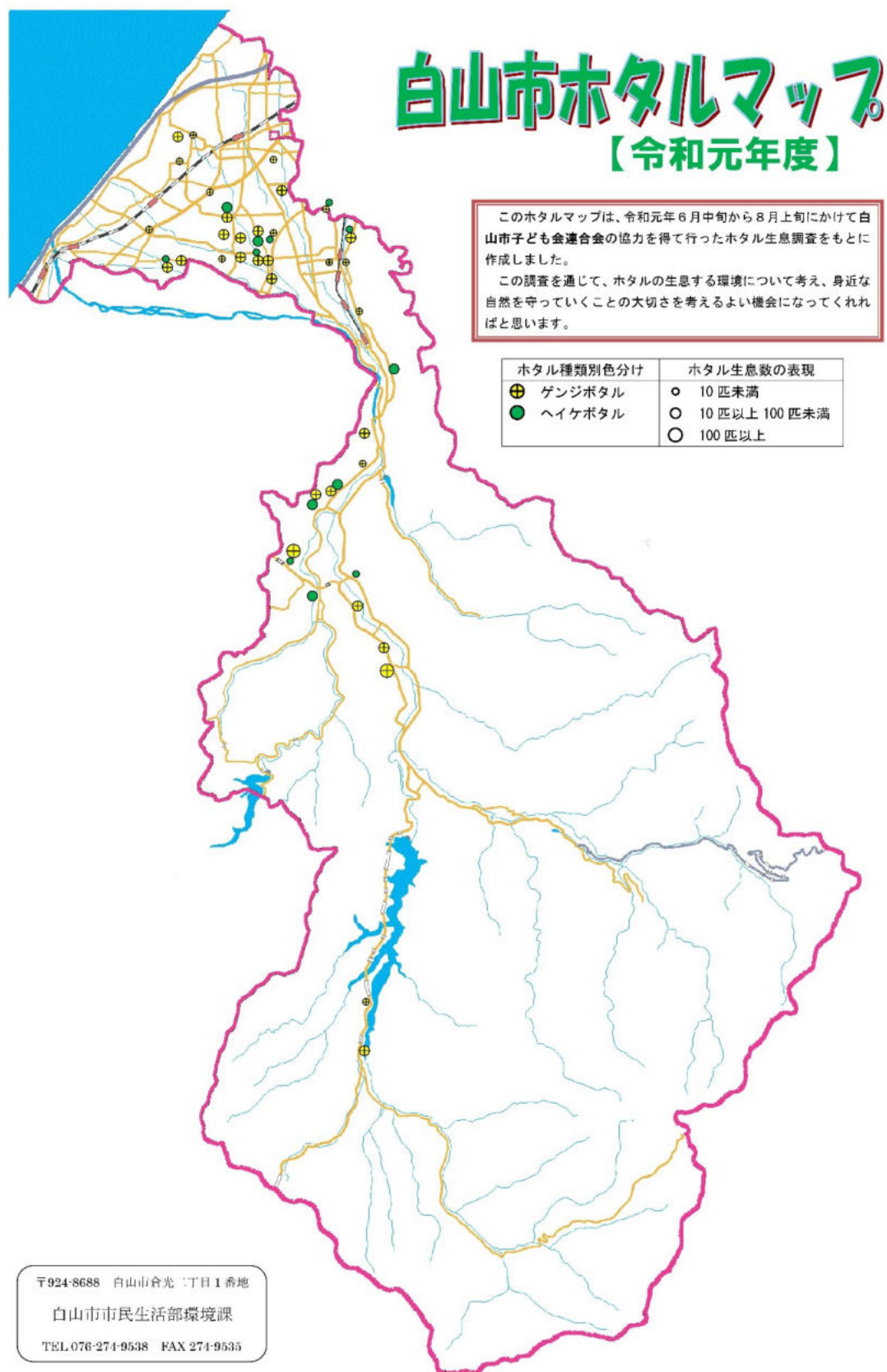
(単位：匹)

区分	魚種	放流場所	H24 年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R 2
内水面漁業	ゴリ	大日川	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	1,000	800	3,300	0
	小 計		3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	1,000	800	3,300	0
	鮎	手取川	190,000	170,000	230,000	0	250,000	250,000	250,000	260,000	260,000
		大日川	180,000	160,000	160,000	210,000	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000
	小 計		370,000	330,000	390,000	210,000	410,000	410,000	410,000	420,000	420,000
	イワナ	直海谷川	18,000	18,000	18,000	18,000	23,000	23,000	23,500	23,000	24,000
		瀬波川	21,500	21,500	29,000	19,000	24,000	25,000	24,000	24,000	25,000
		尾添川	34,000	34,000	15,500	15,000	15,000	16,000	16,000	19,000	19,000
		御坊谷川	0	0	1,500	0	2,000	1,500	2,000	2,000	2,000
		大日川	34,000	34,000	11,000	11,000	23,000	23,000	23,500	23,000	23,000
		下田原川	134,500	134,500	126,000	156,600	135,000	135,000	128,000	155,000	135,000
	小 計		242,000	242,000	201,000	219,600	222,000	223,500	217,000	246,000	228,000
	ヤマメ	直海谷川	15,000	15,000	15,000	15,000	22,000	28,000	28,000	25,000	25,000
		瀬波川	17,000	17,000	4,000	4,000	5,000	5,000	5,000	8,000	8,000
		尾添川	34,000	34,000	1,000	2,000	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
		御坊谷川	—	0	1,000	0	1,000	1,300	1,300	1,300	1,300
		大日川	34,000	34,000	22,000	22,000	22,000	28,000	28,000	25,000	25,000
		下田原川	24,000	24,000	28,000	27,500	24,000	26,000	26,000	23,000	25,000
	小 計		124,000	124,000	71,000	70,500	76,600	90,900	90,900	84,900	86,900
海面漁業	ヒラメ 稚魚	美川漁港	20,000	18,000	17,000	22,000	20,000	19,500	18,500	7,200	16,600
		浜相川海岸	9,000	8,000	8,000	11,000	10,000	10,000	9,000	8,600	8,300
	小 計		29,000	26,000	25,000	33,000	30,000	29,500	27,500	15,800	24,900

※R2 のゴリ（大日川放流）は種苗不足で入手不可

白山市水産振興課より

図表-2.1.19 白山市ホタルマップ(令和元年度)



白山市環境課より

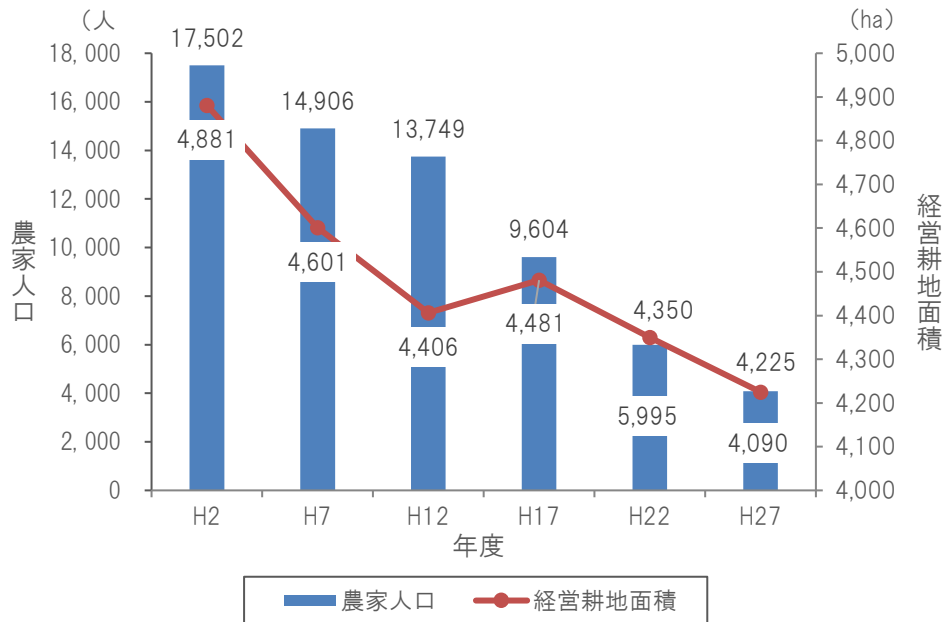
図表-2.1.20 ツバメ調査結果(令和元年度)

小学校名	成鳥数(羽)	使用中の巣(個)	古 巣(個)
松 任	52	47	101
東 明	59	42	54
北 陽	23	24	24
旭 丘	49	51	85
蕪 城	38	40	45
千代野	64	69	126
石 川	23	34	97
松 陽	57	71	73
松 南	50	50	61
美 川	13	12	22
蝶 屋	36	36	49
湊	22	9	18
朝 日	51	57	74
明 光	76	69	130
広 陽	77	88	140
河 内	21	22	55
白 嶺	44	22	35
鳥 越	125	151	170
白 峰	10	34	77
合 計	890	928	1,436

石川健民運動推進本部 HP より作成

5.白山の恵みによる地産地消の推進

図表-資 4.1.21 白山市における農家人口と経営耕地面積の推移



白山市統計書（白山市）より作成

図表-資 4.1.23 白山市における主な農産物の生産量の推移

作物名	H23 年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
米	18,900	19,200	19,300	18,400	18,700	18,800	17,900	18,000	18,700
大 豆	968	1,060	939	1,050	1,370	947	1,050	908	868
麦	341	591	513	522	634	832	949	682	1,140
そ ば	20	25	1	11	12	9	5	9	15
メロン	11	12	8	9	8	6	5	7	8
きゅうり	126	171	160	174	202	201	158	164	137
だいこん	195	197	202	194	165	145	149	127	130
かぼちゃ	3	2							
トマト	427	432	481	491	501	466	482	370	304
にんじん	42	45	41	78	58	45	41	26	33
ナ ス	30	36	20	18	18	21	16	13	19
ブロッコリー	83	45	18	31	64	62	77	47	53
ハウレンソウ	1	1	1	1	4				
まるいも	8	9	5	5	5	8	7	9	6
白山ねぎ	35	38	40	66	135	168	138	105	140
日本なし	489	480	470	480	440	398	423	296	366

白山市統計書、作物統計調査(農林水産省)より

快適で住みよい生活環境を実現しよう

6.大気環境の保全

図表-資 4.2.1 大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件
二酸化硫黄(SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
二酸化窒素(NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素(CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
光化学オキシダント(Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質(SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質(PM2.5)	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m ³ 以下であること。
評価方法 ①短期的評価(二酸化窒素及び微小粒子状物質を除く) 測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値若しくは 8 時間平均値または各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。 ②長期的評価 ア 二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質 1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高いほうから数えて 2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値(1 日平均値の年間 2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は、このような取扱いを行わない。 イ 二酸化窒素 1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低いほうから数えて 98%目に当たる値(1 日平均値の年間 98%値)を環境基準と比較して評価を行う。 ウ 微小粒子状物質 長期基準(1 年平均値が 15μg/m³ 以下)、短期基準(1 日平均値の年間 98%値が 35μg/m³ 以下)の評価を各々行い、両者の基準を達成することで評価する。	

大気の汚染に係る環境基準について(昭和 48 年 5 月環境庁告示 25 号)より

図表-資 4.2.2 大気汚染に係る物質の環境調査の結果(令和 2 年度)

【二酸化硫黄(SO₂)】

測定局	年平均値	1 日平均値の年間 2%除外値	1 時間値の最高値	単位
松 任	0.000	0.001	0.005	ppm

【二酸化窒素(NO₂)】

測定局	年平均値	1 日平均値の年間 98%値	1 時間値の最高値	単位
松 任	0.004	0.012	0.037	ppm
山 島	0.003	0.007	0.037	

【光化学オキシダント(Ox)】

測定局	昼間 1 時間値の平均値	昼間 1 時間値の最高値	単位
松 任	0.037	0.082	ppm
山 島	0.037	0.087	

【浮遊粒子状物質(SPM)】

測定局	年平均値	1 日平均値の年間 2%除外値	1 時間値の最高値	単位
松 任	0.011	0.031	0.119	ppm
山 島	0.012	0.033	0.165	
美 川	0.011	0.031	0.108	

【微小粒子状物質(PM_{2.5})】

測定局	年平均値	1 日平均値の年間 98%値	単位
松 任	7.4	19.7	μ g/m ³

令和 2 年度環境大気調査報告書(石川県)より作成

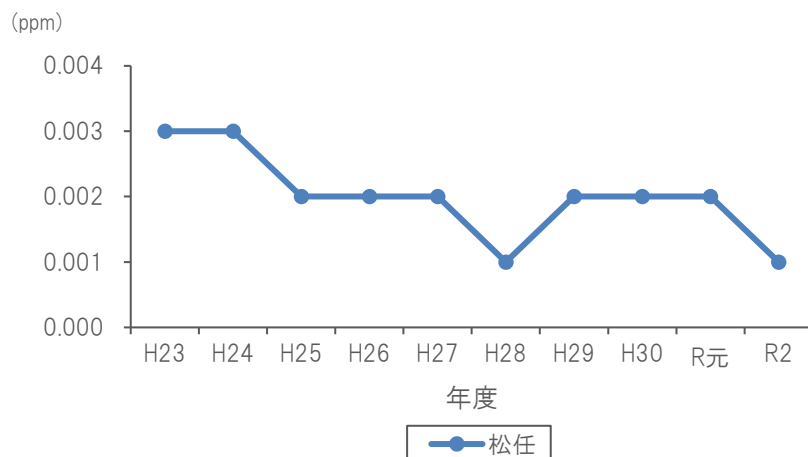
【光化学オキシダント(Ox)について】

白山市のみではなく、県内 17 測定局すべてで達成しておらず、平成 30 年度の全国結果では 1,157 局中 1 局のみ環境基準を達成した。

石川県で基準が達成されたのは、昭和 46 年度の測定開始以来、昭和 57 年度の西南部測定局、津幡測定局の 2 局のみである。

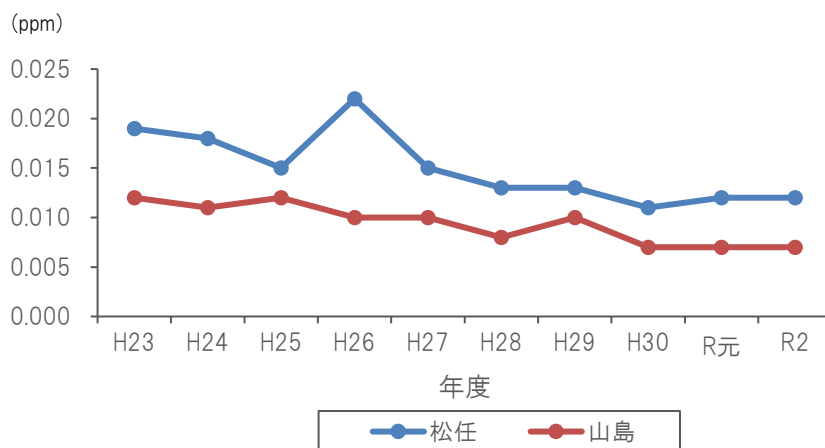
このため、光化学オキシダントは大気環境基準の達成指標としないものとする。

図表-資 4.2.3 二酸化硫黄(SO₂)の測定結果の推移(1 日平均値の年間 2%除外値)



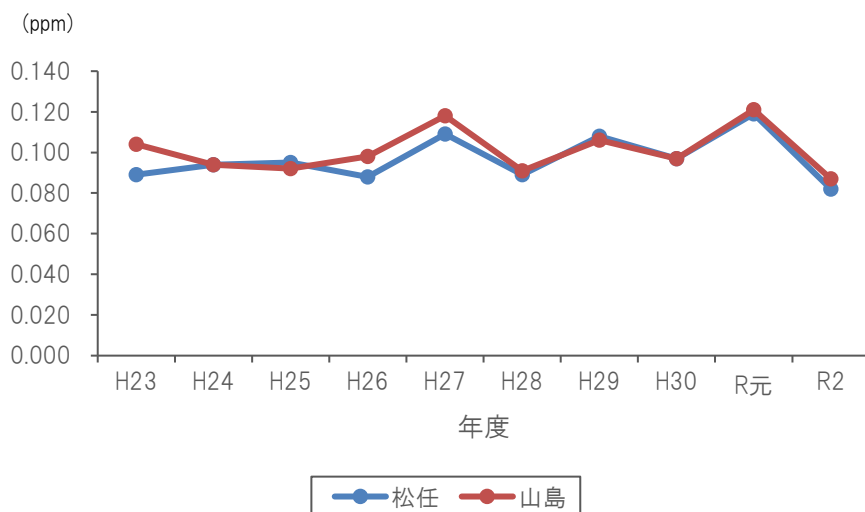
令和 2 年度環境大気調査報告書(石川県)より作成

図表-資 4.2.4 二酸化窒素(NO₂)の測定結果の推移(1 日平均値の年間 98%値)



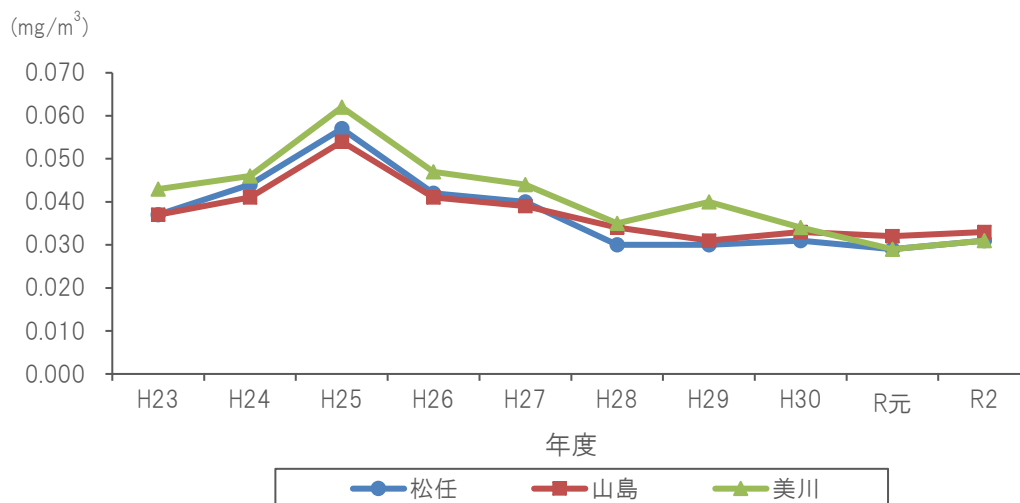
令和 2 年度環境大気調査報告書(石川県)より作成

図表-資 4.2.5 光化学オキシダント(Ox)の測定結果の推移(昼間 1 時間値の最高値)



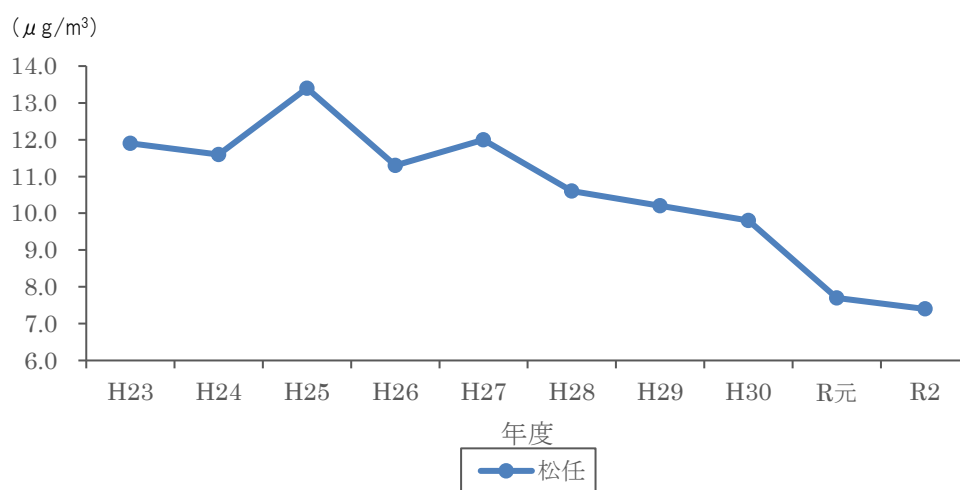
環境大気調査報告書(石川県、各年度)より作成

図表-資 4.2.6 浮遊粒子状物質(SPM)の測定結果の推移(1 日平均値の年間 2%除外値)



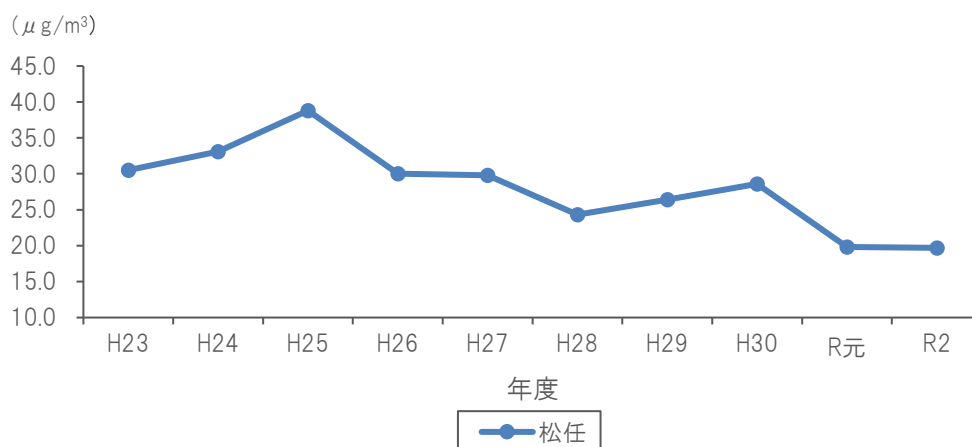
令和 2 年度環境大気調査報告書(石川県)より作成

図表-資 4.2.7 微小粒子状物質(PM2.5)の測定結果の推移(年平均値)



令和 2 年度環境大気調査報告書(石川県)より作成

図表-資 4.2.8 微小粒子状物質(PM2.5)の測定結果の推移(1 日平均値の年間 98%値)



令和 2 年度環境大気調査報告書(石川県)より作成

図表-資 4.2.9 二酸化硫黄(SO₂)の予報などの発令および解除基準

区 分	発令基準
予 報	1 以上の測定局の二酸化硫黄測定値について、次のいずれかに該当し、かつ、気象条件から見てその状態が継続するおそれがあると認められるとき。 (1)1 時間値 0.1ppm 以上の状態が 3 時間継続したとき。 (2)1 時間値 0.2ppm 以上の状態になったとき。
注 意 報	1 以上の測定局の二酸化硫黄測定値について、次のいずれかに該当し、かつ、気象条件から見てその状態が継続すると認められるとき。 (1)1 時間値 0.2ppm 以上の状態が 3 時間継続したとき。 (2)1 時間値 0.3ppm 以上の状態が 2 時間継続したとき。 (3)1 時間値 0.5ppm 以上の状態になったとき。 (4)1 時間値の 48 時間平均値が 0.15ppm 以上の状態になったとき
警 報	1 以上の測定局の二酸化硫黄測定値について、次のいずれかに該当し、かつ、気象条件から見てその状態が継続すると認められるとき。 (1)注意報発令中に 1 時間値 0.5ppm 以上になったとき。 (2)1 時間値 0.5ppm 以上が 2 時間継続したとき。
重大警報	1 以上の測定局の二酸化硫黄測定値について、次のいずれかに該当し、かつ、気象条件から見てその状態が継続すると認められるとき。 (1)1 時間値 0.5ppm 以上の状態が 3 時間継続したとき。 (2)1 時間値 0.7ppm 以上の状態が 2 時間継続したとき。
解除基準	発令地域内のすべての測定局において、左欄に掲げる各区分別の基準値を下回り、かつ、気象条件から見て、その状態が悪化するおそれが無くなったと認められるとき。

石川県大気汚染緊急時対策発令基準(石川県告示第 622 号、昭和 49 年 9 月)より作成

図表-資 4.2.10 二酸化窒素(NO₂)の予報などの発令および解除基準

区 分	発令基準
予 報	—
注 意 報	1 以上の測定局の二酸化窒素測定値の 1 時間値が 0.5ppm 以上になり、かつ、気象条件から見てその状態が継続すると認められるとき。
警 報	—
重大警報	1 以上の測定局の二酸化窒素測定値の 1 時間値が 1ppm 以上になり、かつ、気象条件から見てその状態が継続すると認められるとき。
解除基準	発令地域内のすべての測定局において、左欄に掲げる各区分別の基準値を下回り、かつ、気象条件から見て、その状態が悪化するおそれが無くなったと認められるとき。

石川県大気汚染緊急時対策発令基準(石川県告示第 622 号、昭和 49 年 9 月)より作成

図表-資 4.2.11 一酸化炭素(CO)の予報などの発令および解除基準

区 分	発令基準
予 報	—
注 意 報	1以上の測定局の一酸化炭素測定値の1時間値が30ppm以上になり、かつ、気象条件から見てその状態が継続すると認められるとき。
警 報	—
重大警報	1以上の測定局の一酸化炭素測定値の1時間値が50ppm以上になり、かつ、気象条件から見てその状態が継続すると認められるとき。
解除基準	発令地域内のすべての測定局において、左欄に掲げる各区分別の基準値を下回り、かつ、気象条件から見て、その状態が悪化するおそれが無くなったと認められるとき。

石川県大気汚染緊急時対策発令基準(石川県告示第622号、昭和49年9月)より作成

図表-資 4.2.12 光化学オキシダント(Ox)の予報などの発令および解除基準

区 分	発令基準
予 報	1以上の測定局の光化学オキシダント測定値が気象条件から見て注意報の状態になるおそれがあると認められるとき。
注 意 報	1以上の測定局の光化学オキシダント測定値の1時間値が0.12ppm以上になり、かつ、気象条件から見てその状態が継続すると認められるとき。
警 報	1以上の測定局の光化学オキシダント測定値の1時間値が0.24ppm以上になり、かつ、気象条件から見てその状態が継続すると認められるとき。
重大警報	1以上の測定局の光化学オキシダント測定値の1時間値が0.40ppm以上になり、かつ、気象条件から見てその状態が継続すると認められるとき。
解除基準	発令地域内のすべての測定局において、左欄に掲げる各区分別の基準値を下回り、かつ、気象条件から見て、その状態が悪化するおそれが無くなったと認められるとき。

石川県大気汚染緊急時対策発令基準(石川県告示第622号、昭和49年9月)より作成

図表-資 4.2.13 浮遊粒子状物質(SPM)の予報などの発令および解除基準

区 分	発令基準
予 報	—
注 意 報	1以上の測定局の浮遊粒子状物質測定値について、1時間値が2.0mg/m ³ 以上である状態が2時間継続し、かつ、気象条件から見てその状態が継続すると認められるとき。
警 報	—
重大警報	1以上の測定局の浮遊粒子状物質測定値について、1時間値が3.0mg/m ³ 以上である状態が3時間継続し、かつ、気象条件から見てその状態が継続すると認められるとき。
解除基準	発令地域内のすべての測定局において、左欄に掲げる各区分別の基準値を下回り、かつ、気象条件から見て、その状態が悪化するおそれが無くなったと認められるとき。

石川県大気汚染緊急時対策発令基準(石川県告示第622号、昭和49年9月)より作成

図表-資 4.2.14 微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起の発表にあたっての判断基準

区 分	判断基準	発表時間
午前中の早めの時間帯での判断※ ¹	2 番目に大きい値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合 (県内の 2 か所の測定局において $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合)	午前 8 時を目途
午後からの活動に備えた判断※ ²	最大値が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合	午後 1 時を目途
※1 午前 5 時から 7 時までの各測定局の 1 時間値の平均値にて判断		
※2 午前 5 時から 12 時までの各測定局の 1 時間値の平均値にて判断		

PM2.5 に関する注意喚起情報について(石川県、平成 27 年 8 月)より作成

図表-資 4.2.15 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の届出件数の推移

施設の種類	届出件数(件)								
	H23 年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
ボイラー	230	229	228	224	220	212	207	209	208
溶解炉	20	18	18	18	18	18	18	18	18
加熱炉	1	1	1	1	1	1	1	1	1
焼成炉	1	1	1	1	1	1	1	1	1
乾燥炉	2	2	4	4	4	4	4	4	6
焼却炉	8	8	8	8	7	7	7	7	7
ガスタービン	6	8	9	10	11	11	13	12	12
ディーゼル機関	29	29	30	31	29	30	33	33	33
施設数計	297	296	299	297	291	284	284	285	286
工場数計	144	144	139	137	129	125	124	123	208

石川県環境白書(石川県、各年度)より作成

図表-資 4.2.16 大気汚染防止法に基づく粉じん発生施設の届出件数の推移

施設の種類	届出件数(件)								
	H23 年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
堆積場	16	16	17	16	17	16	17	17	17
ベルトコンベア	103	103	103	103	103	103	103	103	103
破砕機	38	38	40	40	40	40	41	41	41
ふるい	26	26	26	26	26	26	26	26	26
施設数計	183	183	186	185	186	185	187	187	187
工場数計	23	23	25	24	25	25	26	26	26

石川県環境白書(石川県、各年度)より作成

図表-資 4.2.17 大気汚染防止法に基づく特定粉じん(石綿)排出等作業の届出件数の推移

施設の種類	届出件数(件)								
	H23 年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
解 体	2	7	9	8	10	9	3	6	6
補修・改造	5	3	2	3	2	2	10	1	6
合 計	7	10	11	11	12	11	13	5	12

石川県環境白書(石川県、各年度)より作成

7.騒音・振動の防止

図表-資 4.2.18 騒音規制法に基づく騒音特定施設の届出件数の推移

特定施設	届出件数(件)								
	H23 年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
金属加工機	156	156	156	157	150	157	167	140	146
空気圧縮機等	600	599	600	600	623	646	752	759	763
土石用破碎機等	66	69	66	66	66	67	67	27	27
織 機	319	319	319	319	319	319	319	11	11
建設用資材製造機械	8	8	8	8	8	8	8		0
木材加工機械	66	66	66	66	66	66	66	16	16
印刷機械	33	33	33	33	33	36	36	49	49
合成樹脂用射出成型機	28	28	28	28	28	28	28	25	25
鋳型造型機	7	7	7	7	7	7	7	2	2
施設数計	1,283	1,285	1,283	1,284	1,300	1,334	1,450	1,029	1,039
工場数計	127	127	127	128	133	138	146	64	69

石川県環境白書(石川県、各年度)より作成

図表-資 4.2.19 振動規制法に基づく振動特定施設の届出件数の推移

特定施設	届出件数(件)								
	H23 年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
金属加工機械	239	239	239	239	232	230	239	220	224
圧縮機	243	242	243	243	245	278	296	181	183
土石用破碎機等	48	48	48	48	48	49	49	30	30
織機	255	255	256	256	256	257	257	12	12
コンクリートブロックマシン	6	6	6	6	6	6	6	0	0
木材加工機械	6	6	6	6	6	6	6	1	1
印刷機械	7	5	7	7	7	12	12	43	43
合成樹脂用射出成型機	25	25	25	25	25	25	25	25	25
鋳型造型機	7	7	7	7	7	7	7	5	5
施設数計	836	833	837	837	832	870	897	517	523
工場数計	76	76	76	76	80	81	87	51	55

石川県環境白書(石川県、各年度)より作成

図表-資 4.2.20 自動車交通騒音環境基準の達成状況の推移

区 分		住宅等戸数(戸)	環境基準達成戸数(戸)	環境基準適合率(%)
平成 23 年度	昼	3,721	3,562	95.7
	夜		3,553	95.5
	昼 夜		3,524	94.7
24	昼	3,712	3,507	94.5
	夜		3,414	92.0
	昼 夜		3,414	92.0
25	昼	3,723	3,577	96.1
	夜		3,511	94.3
	昼 夜		3,509	94.3
26	昼	3,820	3,605	94.4
	夜		3,550	92.9
	昼 夜		3,544	92.8
27	昼	3,864	3,651	94.5
	夜		3,612	93.5
	昼 夜		3,604	93.3
28	昼	4,448	4,246	95.5
	夜		4,209	94.6
	昼 夜		4,199	94.4
29	昼	4,465	4,359	97.6
	夜		4,332	97.0
	昼 夜		4,321	96.8
30	昼	3,994	3,890	97.4
	夜		3,861	96.7
	昼 夜		3,850	96.4
令和元年度	昼	3,704	3,642	98.3
	夜		3,617	97.7
	昼 夜		3,604	97.3

自動車交通騒音調査報告書(石川県、各年度)より作成

図表-資 4.2.21 道路に面する地域の環境基準

(等価騒音レベル)

地域の区分	昼 間 午後 10 時まで	夜 間 翌日の午前 6 時まで
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デジベル以下 (70 デジベル以下)	55 デジベル以下 (65 デジベル以下)
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域および C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デジベル以下 (70 デジベル以下)	60 デジベル以下 (65 デジベル以下)
A 地域：専ら住居の用に供される地域。 B 地域：主として住居の用に供される地域。 C 地域：相応数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域。 ()は幹線道路(高速自動車国道、一般国道、県道、4 線以上の市町村道)に近接する空間※の基準		
近接する空間※：次の車線数の区分に応じ道路端からの距離に応じ範囲が特定される。 ・ 2 車線以下の車線を有する幹線道路 15m ・ 2 車線を超える車線を有する幹線道路 20m		
評価方法：原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち環境基準の基準値を超過する戸数および超過する割合を把握することにより評価する。		

騒音に係る環境基準について(環境庁告示第 64 号、平成 10 年 9 月)より作成

図表-資 4.2.22 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	備 考
I	70 デシベル以下	主に住居地域
II	75 デシベル以下	主に商工業地域
地域の類型の当てはめ範囲 新幹線鉄道の軌道中心から両側 300mの範囲において、国が示した「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準」に基づき、土地の利用状況に応じ、生活環境を保全し、人の健康を保護する上で維持することが望ましい騒音レベルを設定しています。		

新幹線鉄道騒音に係る環境基準について(環境庁告示第 46 号、改正 平 12 環告 78)および
北陸新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定について(石川県)、平成 26 年 9 月)より作成

図表-資 4.2.23 公害の種類別苦情件数

(単位：件)

年度	大気汚染	水質汚濁	騒音振動	悪臭	その他	総 数
H23	8	3	3	5	82	101
H24	9	10	12	3	81	115
H25	9	12	10	3	87	121
H26	2	6	8	4	13	33
H27	1	9	5	8	10	33
H28	7	4	4	5	14	34
H29	3	8	11	3	1	26
H30	11	3	7	2	1	24
R 元	14	8	13	5	14	54

白山市統計書(白山市)より作成

8.悪臭の防止と化学物質の適正な管理

図表-4.2.24 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水 質(水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
地下水	1pg-TEQ/L 以下
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む)及び土壌汚染に係る環境基準
(環境庁告示第68号、平成11年12月27日)より作成

図表-資 4.2.25 PRTR 法に基づく届出排出・移動量の推移

区 分	H23 年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
届出数	69	71	70	68	65	69	69	66	65
届出排出量(t/年)	329.5	307.5	295.0	295.0	284.4	253.5	295.0	337.1	263.7
届出移動量(t/年)	605.0	515.6	604.0	563.5	539.1	861.0	2,173.2	2,819.1	385.8
合 計	934.6	823.0	898.9	858.4	823.5	1,114.4	2,468.2	3,156.2	649.6
石川県に占める割合(%)	25.9	25.0	22.2	19.3	18.9	19.9	41.2	49.5	17.5

PRTR データの概要(石川県、各年度)より作成

9.景観・公園緑地の保全と創造

図表-資 4.2.26 「いしかわの自然百景」に選定されている本市の景観

No	名 称	関係市町村
1	倉ヶ岳	白山市、金沢市
2	手取川扇状地	白山市、能美市、野々市市、川北町
3	直海谷溪谷	白山市
4	手取峡谷	白山市
5	大日川	白山市、小松市
6	雲龍山	白山市
7	ブナオ山	白山市
8	大笠山	白山市、富山県南砺市
9	笈ヶ岳	白山市、富山県南砺市、岐阜県白川村
10	雄 谷	白山市
11	姥ヶ滝	白山市
12	ふくべの大滝	白山市
13	妙法山	白山市、岐阜県白川村
14	三方岩岳	白山市、岐阜県白川村
15	岩間の噴泉塔群	白山市
16	百四丈の滝	白山市
17	地獄谷と地獄尾根	白山市
18	鷲走ヶ岳	白山市
19	大嵐山	白山市
20	白山山頂	白山市、岐阜県白川村
21	白山のお花畑	白山市、岐阜県白川村
22	白山の火山地形	白山市、岐阜県白川村
23	白山釈迦岳	白山市
24	白山のハイマツ林	白山市、岐阜県白川村
25	白山のブナ林	白山市、岐阜県白川村と高山市、福井県大野市など
26	周辺山域からの白山	白山国立公園など
27	別 山	白山市、岐阜県白川村と高山市
28	赤兎山	白山市、福井県大野市
29	大長山	白山市、福井県勝山市
30	手取川河口	白山市
31	大倉岳	白山市、小松市

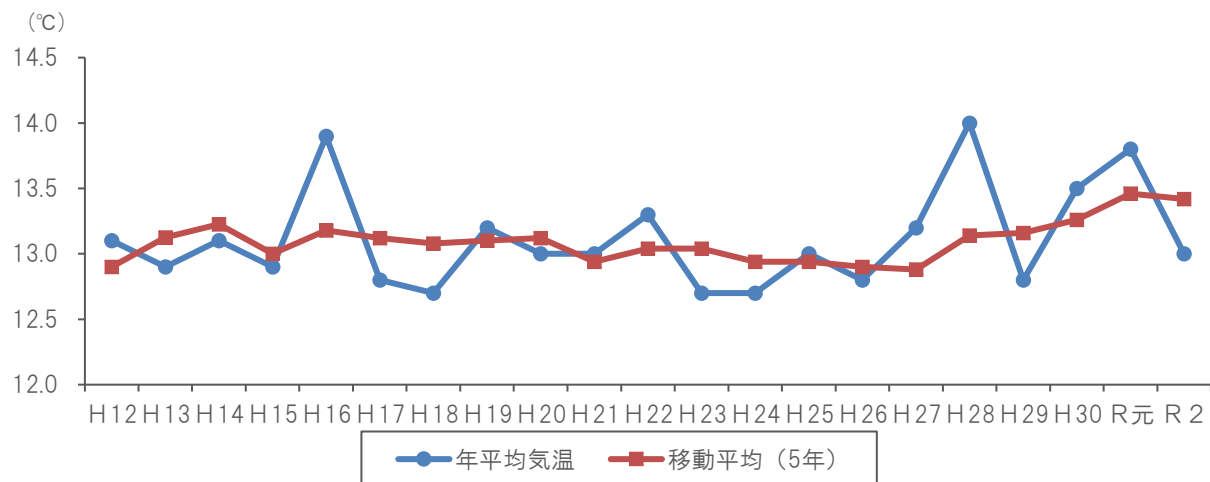
「いしかわの自然百景」(石川県、平成8年)より作成

地球温暖化問題に地域で取り組もう

10.温室効果ガスの削減

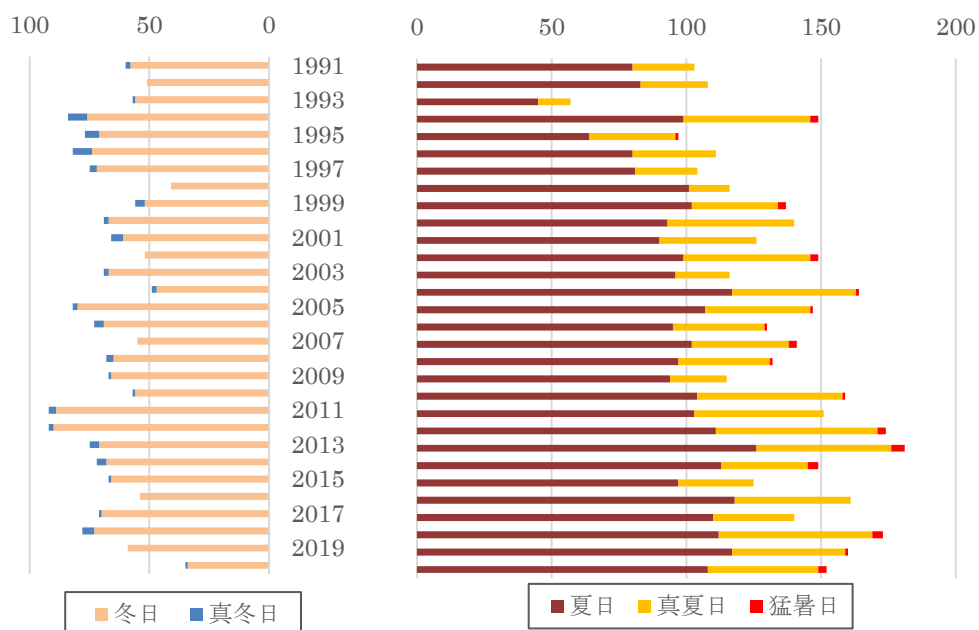
11.森林の保全と整備

図表-資 4.3.1 本市の年平均気温の推移(白山河内)



金沢地方気象台データより作成

図表-資 4.3.2 本市の冬日などの観測日数(白山河内)



金沢地方気象台データより作成

図表-資 4.3.3 森林経営計画の認定面積の内訳

認定年度	所 在	面積 (ha)
H28	東二口	155.98
	釜谷	67.07
	太田谷	59.04
	山六山	99.07
	大杉谷	74.44
	風嵐谷	43.34
	釜ヶ谷	64.4
H29	釜谷②	69.02
	明谷	64.68
	青柳・蛇谷	106.08
	五十谷	54.01
	出合	226.35
	緑の村	21.39
	キャヌキ谷	111.37
	河原山	165.75
	与吉山	60.28
	白峰	297.34
H30	小三谷	103.85
	臼谷	55.31
	相滝	194.34
	白山	468.89
	木滑新	269.75
	奥池	27.86
	清六山	108.35
	板尾 1	539.32
	板尾 2	193.45
	桑島 1	489.81
	桑島 2	308.22
	桑島 3	155.32
	平四郎山	181.98
R1	左礫	248.09
	別宮出	71.86
	白峰	88.12
	河内町久保	183.69
	鶴来千原・鶴来本町四丁目	69.41
	木滑	350.16
	尾添	67.19
	下田原	115.87
R2	明谷 2	25.76
	月橋	91.68
	下杉谷	316.20
合 計		6,464.09

白山市森林対策課より

再生可能エネルギーの利用を進めよう

12.再生可能エネルギーの導入の推進

13.再生可能エネルギーの調査研究

図表-資 4.4.1 市公共施設への再生可能エネルギー施設の設置件数

施設名称	設置年度 (平成)	区 分	出力規模 (kW)
松任小学校	17	太陽光	0.22
	28	太陽光	20.16
	28	太陽光	0.48
北陽小学校	21	太陽光	3.00
蕪城小学校	17	太陽光	4.00
		風力	4.00
旭丘小学校	12	太陽光・風力(ハイブリッド)	0.25
松南小学校	24	太陽光	5.00
		風力	4.00
美川小学校	21	太陽光	3.00
	22	風力	4.00
蝶屋小学校	14	太陽光・風力(ハイブリッド)	0.255
美川中学校	19	太陽光・風力(ハイブリッド)	0.14
	25	太陽光	10.00
朝日小学校	25	太陽光	20.00
		太陽光・風力(ハイブリッド)	0.20
明光小学校	26	太陽光	10.00
		太陽光・風力(ハイブリッド)	0.285
白嶺小中学校	20	太陽光	2.00
		太陽光・風力(ハイブリッド)	0.60
千代女の里俳句館	18	太陽光	10.00
市役所本庁舎	10	太陽光	0.0556
石川ルーツ交流館	14	太陽光	0.22
		風力	0.40
蝶屋児童館	14	太陽光	10.02
道の駅「めぐみ白山」	29	太陽光	10.00
松任石川環境クリーンセンター	10	廃棄物(ごみ発電)	2,900.00

白山市環境課より(令和3年3月31日現在)

環境への負荷の少ない循環都市を創ろう

14.ごみの発生・排出抑制

図表-資 4.5.1 ごみ排出量の実績(令和 2 年度)

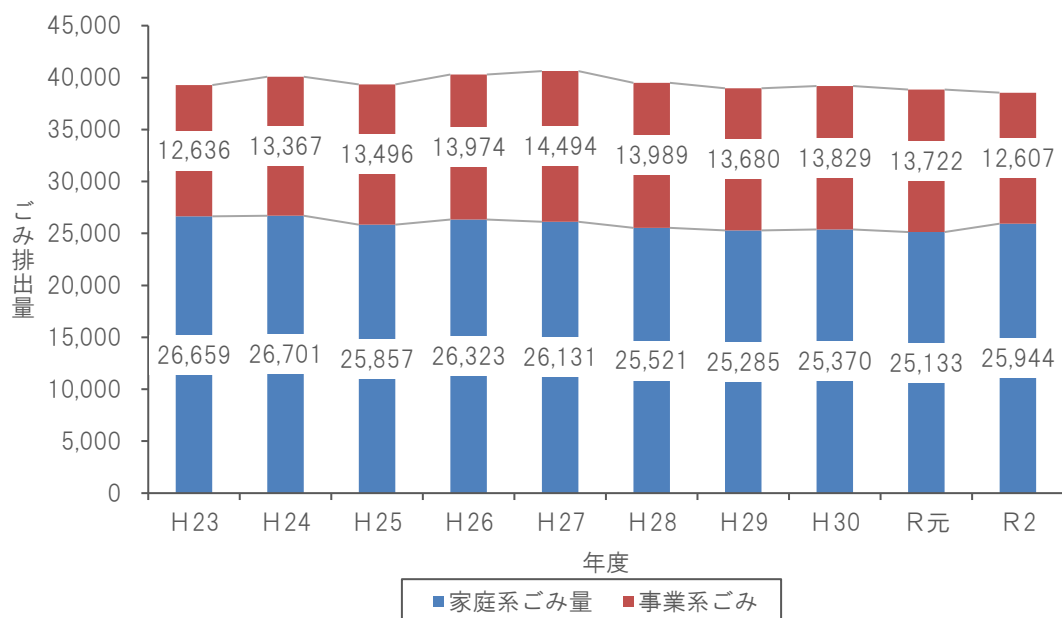
(単位：t/年)

区 分	家庭系ごみ (委託収集) A	事業系ごみ (許可収集) B	収集ごみ計 C(=A+B)	直接搬入ごみ D	総排出量 C+D
可燃ごみ	19,709	9,195	28,904	2,129	31,558
粗大ごみ	1,905	733	2,638	-	2,222
不燃ごみ	1,584	181	1,765	31	1,528
資源ごみ	2,153	450	2,603	163	4,045
合 計	25,351	10,559	35,910	2,323	39,353

白山市環境課より

図表-資 4.5.2 ごみ排出量の推移

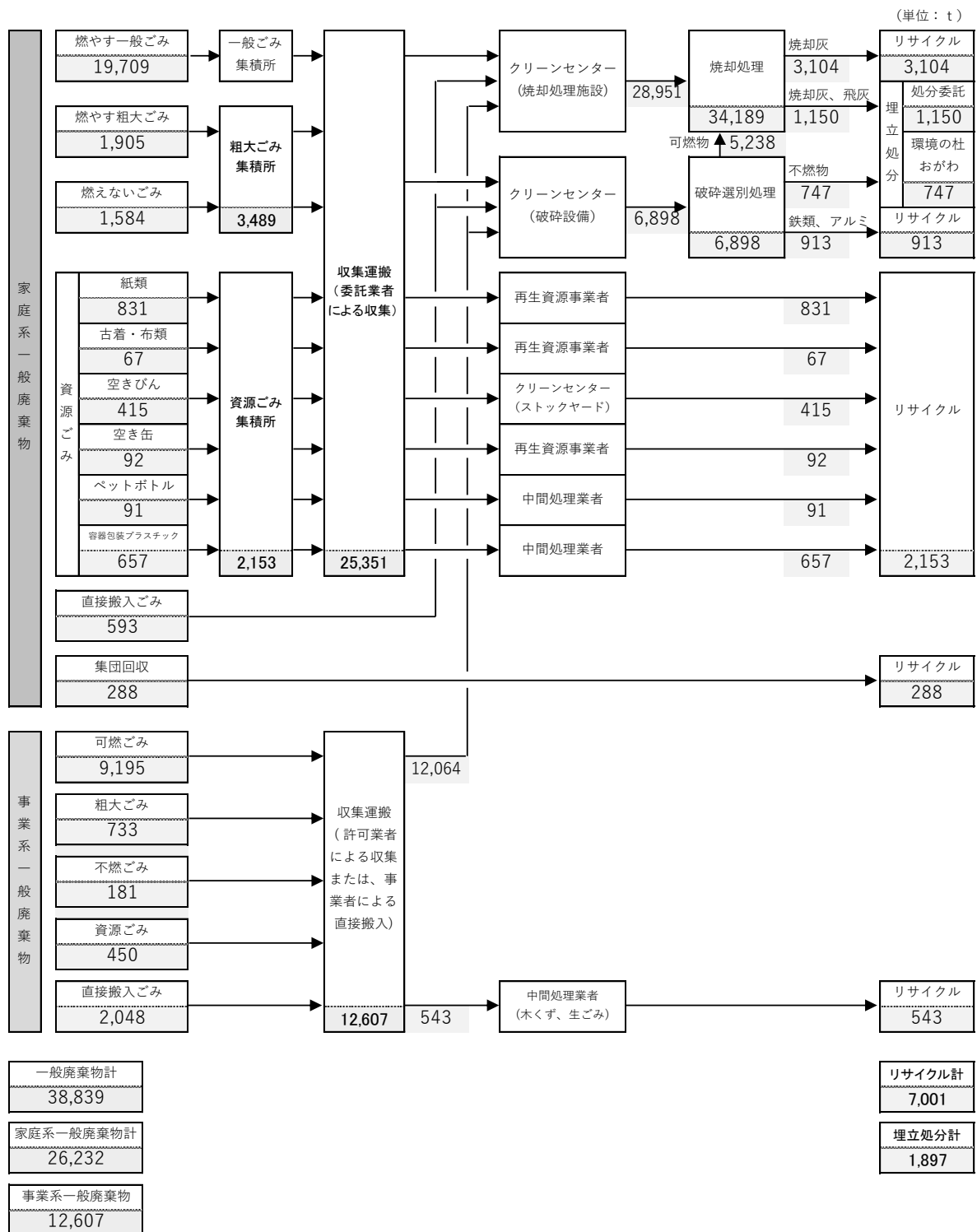
(t/年)



白山市環境課より

図表-資 4.5.3 ごみ処理のフロー

(令和 2 年度)



白山市環境課より

15.再使用・再生利用とルールへの遵守

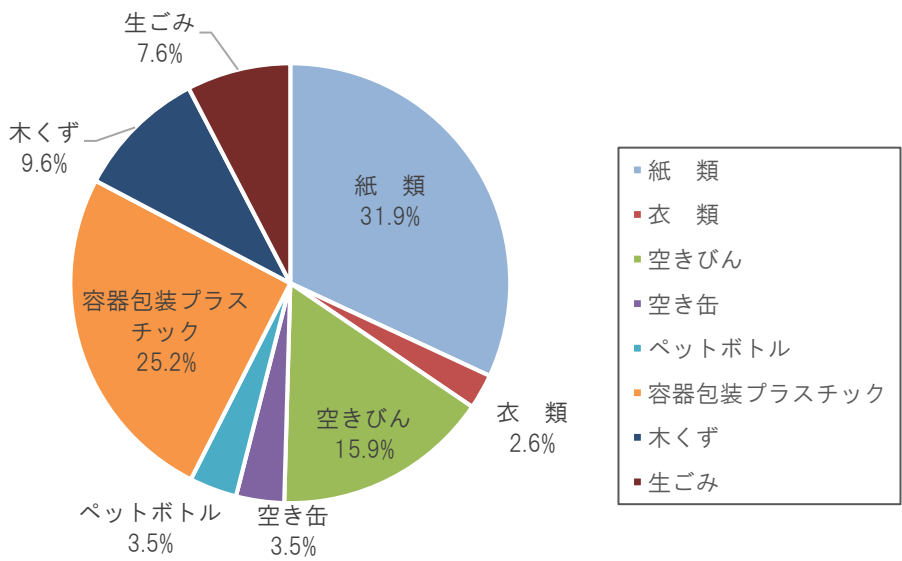
図表-資 4.5.4 資源ごみの分別収集量の推移

(単位：t)

区 分		H23 年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
(委託収集) 家庭系ごみ	紙 類	2,592	2,480	2,407	1,412	1,263	1,088	914	869	813	831
	衣 類	81	69	73	64	60	51	48	42	43	67
	空きびん	555	529	515	490	486	465	443	431	409	415
	空き缶	193	174	151	132	114	105	99	94	89	92
	ペットボトル	167	156	127	112	102	97	92	94	89	91
	容器包装プラスチック	721	690	664	627	616	602	596	612	620	657
	小 計	4,124	3,765	3,281	2,837	2,641	2,408	2,192	2,142	2,064	2,153
(許可収集) 事業系ごみ	木くず	218	252	271	124	239	334	281	207	216	251
	生ごみ	337	304	330	308	325	328	299	271	272	199
	小 計	555	556	601	432	564	662	580	478	488	450
計		4,679	4,321	3,882	3,269	3,205	3,070	2,772	2,620	2,552	2,603
【備考】 紙類：新聞、雑誌・チラシ・厚紙、段ボール、紙パック類 衣類：洋服・和服、肌着 空きびん：空きびん 空き缶：アルミ缶、スチール缶 ペットボトル：ペットボトル 容器包装プラスチック：カップ・パック類、ポリ袋類、トレイ類、緩衝材など											

※端数処理の関係で、合計が合わない場合がある
白山市環境課より

図表-資 4.5.5 令和 2 年度資源ごみの区分別収集割合



図表-資 4.5.6 リサイクル率の推移

(単位：％)

区 分	H23 年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
リサイクル率	17.8	16.6	15.8	14.4	20.2	19.4	17.8	17.1	16.8	18.0
$\text{リサイクル率(\%)} = \frac{\text{資源ごみ量} + \text{ごみ収集後資源化量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみ総排出量}} \times 100$										

白山市環境課より

図表-資 4.5.7 テレホンリサイクル制度の利用状況

(単位：件)

区 分	H23 年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
提供登録	187	140	171	92	38	53	30	48	49	40
希望登録	230	181	204	95	57	59	34	45	25	30
成 立	98	85	88	32	17	29	8	12	10	10

白山市環境課より

図表-資 4.5.8 松任石川環境クリーンセンターのリフォーム室の運営状況

区 分		H23 年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
販売数(点)	家 具	471	460	552	535	630	518	444	525	611	420
	雑 貨	823	811	1,190	1,511	1,371	1,344	1,346	1,717	2,462	2,241
	子ども用品	383	297	275	364	436	346	421	525	445	343
	衣 類	550	547	636	611	696	672	680	934	1,154	1614
	台所用品	698	919	937	1,002	1,206	1,172	1,050	1,142	1,517	1,327
	計	2,925	3,034	3,590	4,023	4,366	4,080	3,970	4,873	6,189	4,945
販売金額(千円)		900	853	1,032	1,242	1,303	1,081	990	1,133	1,365	1,088
来場者数(人)		3,911	3,693	4,168	4,637	5,068	4,609	4,199	5,487	7,421	6,094

松任石川環境クリーンセンターより

参加と協働で計画を進めよう

16.環境教育・環境学習の推進

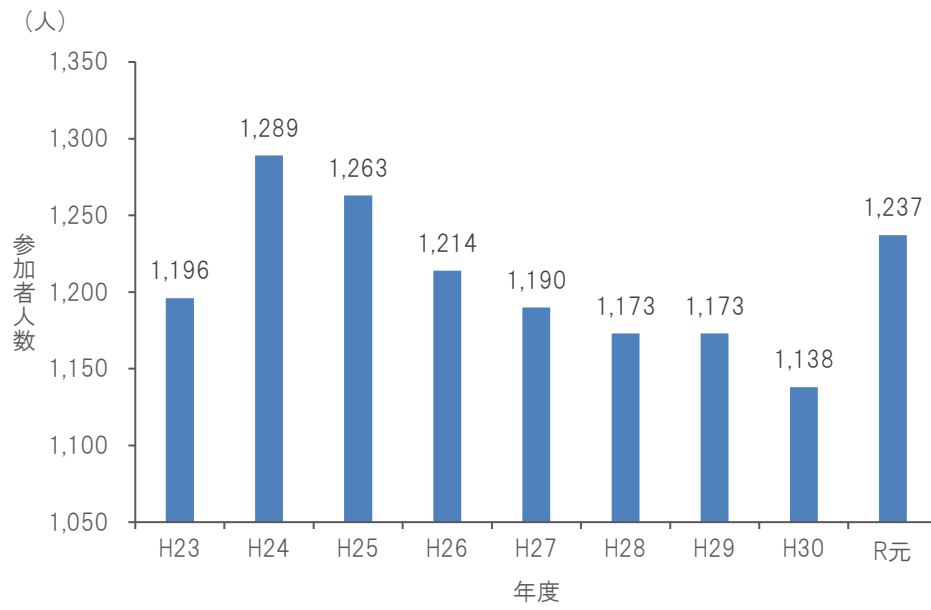
17.市民・事業者・市の協働

図表-資 4.6.1 いしかわ版環境 ISO などの登録状況

種 別	登録団体	認定年	登録数
エコ保育園・幼稚園 認定園	いしかわこども園	平成 20 年	23
	悠愛保育園	22 年	
	林中こども園	23 年	
	市立湊保育園	24 年	
	ちよの幼稚園	24 年	
	鶴来第二幼稚園	24 年	
	市立わかみや保育所	25 年	
	ふじこども園	26 年	
	鶴来第一幼稚園	26 年	
	蝶屋こども園	27 年	
	市立双葉保育所	29 年	
	あさがお保育園	29 年	
	みかわこども園	29 年	
	市立吉野保育所	30 年	
	くらやま保育園	30 年	
	あさひこども園	30 年	
	とりごえ保育園	令和元年	
	あいのきこども園	令和元年	
	あゆみこども園	令和元年	
	市立千代野保育所	2年	
	かわちこども園	2年	
	はくさんひかり園	2年	
	山島こども園	2年	
学校版 ISO	市内全小学校		19
	市内全中学校		9
	市内全高等学校		3
地域版 ISO	平木町町内会	平成 20 年	5
	中町商店街開発協同組合		
	蝶屋公民館	22 年	
	加賀野公民館	24 年	
	一木公民館	令和 2 年	

石川県集計結果より作成

図表-4.6.2 ツバメ調査の参加者数の推移



石川健民運動推進本部 HP より作成



5.第3次計画で掲げた前期目標値の達成状況

第3次白山市環境基本計画 前期目標値の達成状況について

基本方針	施策	達成指標	担当課
基本方針 1 本市の豊かな自然を守り育てよう	1.手取川水系と手取川扇状地の保全	手取川水系の生活環境の保全に関する環境基準(5項目)	環境課
		加賀沿岸域の生活環境の保全に関する環境基準(5項目)	環境課
		手取川扇状域の地下水位の変動(4地点)	環境課
	2.白山国立公園と多様な自然環境の保全と保護	外来植物除去活動の開催数	環境課
	3.生物多様性と鳥獣の適正な保護管理の推進	農作物被害額	森林対策課
		有害鳥獣の捕獲数(イノシシ)	森林対策課
	4.ジオパークを活用した自然とのふれあいの場の充実	ホタル生息確認数(ゲンジボタル、ヘイケボタル)	環境課
	5.白山の恵みによる地産地消の推進	ブランド認証品目数	地産地消課
		食材市(マルシェ ドウ ハクサン)の開催数	地産地消課
基本方針 2 快適で住みよい生活環境を実現しよう	6.大気環境の保全	大気汚染に係る環境基準(4物質)	環境課
	7.騒音・振動の防止	自動車交通騒音環境基準(昼夜)の適合率	環境課
	8.悪臭の防止と化学物質の適正な管理	ダイオキシン類に係る環境基準(5調査媒体)	環境課
	9.景観・公園緑地の保全と創造	市民1人当たりの都市公園の面積	公園緑地課
		まちづくり協定の締結地区数	都市計画課

現況値 (平成 26 年度)	前期目標値 (令和 3 年度)	令和 2 年度の 状況	達成の評価
4 項目適合 (平成 25 年度)	5 項目適合	4 項目適合	目標を下回った
5 項目適合 (平成 25 年度)	5 項目適合 (現状の維持)	4 項目適合	目標を下回った
横ばいまたは上昇傾向 (平成 21～25 年度平均値)	横ばいまたは上昇傾向 (平成 28～32 年度平均値)	ほぼ横ばい	ほぼ目標どおり
4 回/年	4 回/年	4 回/年	ほぼ目標どおり
2,694 千円	1,820 千円 (平成 29 年度)	7,433 千円	目標を大きく下回った
108 頭	120 頭 (平成 29 年度)	161 頭	目標を上回って達成
2,194 匹	3,000 匹	1,113 匹 (令和元年度)	目標を大きく下回った
8 品目	15 品目 (平成 31 年度)	10 品目	目標を下回った
1 回/年	2 回/年 (平成 31 年度)	0 回/年 (コロナ禍で中止)	目標を下回った
3 物質適合 (平成 25 年度)	4 物質適合	4 物質適合	ほぼ目標どおり
県適合率未滿 (県：96.4%>市：94.3%) (平成 25 年度)	県適合率以上	県適合率と同じ (県：97.3%=市：97.3%) (令和元年度)	ほぼ目標どおり
5 調査媒体適合 (平成 25 年度)	5 調査媒体適合(現 状の維持)	5 調査媒体適合	ほぼ目標どおり
10.6 m ² /人※	11.7 m ² /人※	11.8 m ² /人	ほぼ目標どおり
6 地区	7 地区	7 地区	ほぼ目標どおり

※都市公園の面積は対象とする公園の種類変更により置換えを行なっている。

基本方針	施 策	達成指標	担当課
基本方針 3 地球温暖化問題に地域で取り組もう	10.温室効果ガスの削減	市内における二酸化炭素の排出量(推計)	環境課
		公用車の電気自動車購入台数	環境課 管財課
		電気自動車用充電設備の設置数	環境課
		コミュニティバス利用者数	交通対策課
	11.森林の保全と整備	森林経営計画の認定面積	森林対策課
基本方針 4 再生可能エネルギーの利用を進めよう	12.再生可能エネルギーの導入の推進	住宅用太陽光発電システムの累計補助件数	環境課
		木質バイオマスストーブの累計補助件数	環境課
		公共施設への再生可能エネルギー設備の設置件数	環境課
	13.再生可能エネルギーの調査・研究	再生可能エネルギーの調査団体数	環境課
基本方針 5 環境への負荷の少ない循環都市を創ろう	14.ごみの発生・排出抑制の推進	家庭系ごみの1人1日当たりの排出量	環境課
		事業系ごみの総排出量	環境課
	15.再使用・再生利用と ルール の遵守	ごみリサイクル率	環境課

現況値 (平成 26 年度)	前期目標値 (令和 3 年度)	令和 2 年度の 状況	達成の評価
1,043.6 千 t/年 (平成 24 年度)	588.5 千 t/年 (平成 32 年度)	1,213 千 t/年 (平成 29 年度)	目標を下回った
0 台	5 台	2 台	目標を下回った
20 か所	40 か所	29 か所	目標を下回った
131,777 人/年	155,000 人/年 (平成 31 年度)	130,662 人/年	目標を下回った
3,172 ha	4,700 ha	6,479 ha	目標を上回って達成
944 件	1,500 件	1,493 件	ほぼ目標どおり
(平成 27 年度新設)	60 件	58 件	ほぼ目標どおり
23 件	30 件	31 件	目標を上回って達成
2 団体	5 団体	2 団体	目標を大きく下回った
548 g/人・日 (平成 25 年度)	522 g/人・日 (平成 31 年度)	572 g/人・日	目標を大きく下回った
13,496 t/年 (平成 25 年度)	13,796 t/年 (平成 31 年度)	12,625 t/年	目標を上回って達成
15.8 % (平成 25 年度)	25 % (平成 31 年度)	18.0 %	目標を下回った

基本方針	施 策	達成指標	担当課
基本方針 6 参加と協働 で計画を進 めよう	16.環境教育・環境学習の推進	環境出前講座の累計開催数	環境課
		ホタル生息調査の参加者数	環境課
		ジオパーク各種講座の参加者数	ジオパーク・エコパ ーク推進課
	17.市民・事業者・市の協働	環境清掃活動の開催数	環境課

現況値 (平成 26 年度)	前期目標値 (令和 3 年度)	令和 2 年度の 状況	達成の評価
18 回	50 回	31 回	目標を下回った
3,242 人/年	3,500 人/年	3,135 人/年 (令和元年度)	目標を下回った
1,587 人/年	2,000 人/年	740 人/年	目標を大きく下回った
4 回/年	4 回/年	2 回/年	目標を大きく下回った

6.用語解説



- A：平成 26 年版 環境白書/循環型社会白書・生物多様性白書
- B：平成 25 年度版 石川県環境白書
- C：石川県環境総合計画
- D：その他

【 英数字 】

用 語	説 明	出 典
5R	ごみの減量化と適正処理に向けた方針で、リデュース(発生抑制:Reduce)、リユース(再使用:Reuse)、リサイクル(再生利用:Recycle)の従来の 3 つの流れの中に、リフューズ(断る:Refuse)、ルール(決まり:Rule)を加えたもの。	D (環境省環境アセスメント用語集)
AI	Artificial Intelligence の略 人工知能	
COP	Conference of the Parties の略。 条約の締約国会議を意味する略称。 気候変動枠組条約や生物多様性条約などで使われることが多い。	A
ISO14001	国際標準化機構(International Organization for Standardization)が制定している、環境マネジメントに関する国際規格のこと。 規格の目的は、企業活動が環境に与える負荷を、生産から販売、リサイクル、廃棄にいたる各段階で目標を持って継続的に低減していくこと。	B
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	n-ヘキサンにより抽出される不揮発性物質の総称のこと。 水中の油分を表すものとして用いられる。	D (国土交通省 HP)
PCB 廃棄物	PCB(ポリ塩化ビフェニル)を含む廃棄物のこと。 PCB は環境中において難分解性で、生物に蓄積しやすくかつ慢性毒性があることが明らかとなり、化学物質審査規制法に基づき製造、使用などについて規制された。 しかし、PCB 廃棄物の処理施設の整備が進まなかったことなどから事業者が長期間保管し続けてきており、平成 13 年に PCB 廃棄物処理特別措置法が制定され、令和 9 年 3 月末までに処理を終えることとしている。	B
SDG s	持続可能な開発目標 本編 P.5 「コラム SDG s」参照	D (外務省 HP)
SDG s 未来都市	SDG s の達成に向けて優れた取り組みを提案した都市として内閣府が選定した地方自治体	D (内閣府 HP)
ZEH	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス 外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のこと。	D (資源エネルギー庁 HP)

【 あ 行 】

用 語	説 明	出 典
悪臭防止法	工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としたもの。	A
アスベスト	石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物のこと。 建築材料、自動車のブレーキパッドなど広く利用されていたが、肺に突き刺さったりすると肺がんの原因になることが明らかになり、WHO(世界保健機関)ではアスベストを発がん物質と断定した。	B
硫黄酸化物 (SO _x)	硫黄分を含んだ石油や石炭などの燃料が燃焼して生じる汚染物質のこと。	B
石川県再生可能 エネルギー推進 計画	地域特性をふまえ、地域の活性化や産業振興といった、県の政策課題の解決につながる石川らしい再生可能エネルギーの導入を推進していくため、平成 26 年 9 月に策定された。	D (石川県 HP)
いしかわ自然 学校	「自然と人との共生するいしかわ」(石川県新長期構想)の実現と「いしかわ子どもすくすくプラン」における自然体験を推進する中核的な事業として、平成 13 年度に開校した。 自然に学び、感動し、自然を大切に思い行動する人の育成を目的に、海から白山まで県内各地のさまざまな自然を活用した、楽しく多彩な自然体験プログラムの提供と指導者の養成を行っている。	B
いしかわ家庭版 環境 ISO	いしかわ版環境 ISO を参照。	C
いしかわ学校版 環境 ISO	いしかわ版環境 ISO を参照。	C
いしかわ事業者 版環境 ISO	いしかわ版環境 ISO を参照。	C
いしかわ地域版 環境 ISO	いしかわ版環境 ISO を参照。	C
いしかわレッド データブック	正式な書名を「石川県の絶滅のおそれのある野生生物 いしかわレッドデータブック 2020(植物編・動物編)」といい、県内を対象とした地域版のレッドデータブックである。	B

用 語	説 明	出 典
エコアクション 21	中小事業者などにおいても容易に環境配慮の取り組みを進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価および環境報告を一つに統合した環境配慮のツールのこと。 幅広い事業者に対して環境への取り組みを効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取り組みに関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供している。 平成 21 年 11 月に、環境問題に関する昨今のさまざまな動きを踏まえ、さらに取り組みやすく、またレベルアップが図れるように、その内容を全面的に改訂した。	A
エコドライブ	省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための自動車運転技術をさす。 関係するさまざまな機関がドライバーに呼びかけている。 主な内容は、アイドリングストップを励行し、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。	B
エコ保育所・幼稚園	幼児期からの環境保全に対する意識の醸成と、地域、家庭への波及を目的に、ふるさとといしかわの将来を担う子どもたち(未就学児)の環境に対する感性を育て、環境に優しいライフスタイルを実践する保育所・幼稚園のこと。 省エネ・節電やりサイクル活動、自然体験などをはじめとした様々な取り組みが行われている。	D (石川県 HP)
エネルギー基本計画	エネルギー政策の基本的な方向性を示すためにエネルギー政策基本法に基づき政府が策定した。 エネルギーを巡る国内外の環境の大きな変化をふまえ、新たなエネルギー政策の方向性を示すもの。	D (経済産業省 HP)
温室効果ガス	大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体のこと。 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の 7 物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。	A
温室効果ガス	大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体のこと。 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の 7 物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。	A

【 か 行 】

用 語	説 明	出 典
外来種	国外や国内の他地域から人為的(意図的または非意図的)に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息または生育することとなる生物種のこと。	A
化学的酸素 要求量(COD)	Chemical Oxygen Demand の略。 水中の汚濁物質(主として有機物)を酸化剤で化学的に酸化した際に消費される酸素の量を mg/ℓの単位で表したものの。 数値が高いと有機物が多いことを意味し、汚染されていることを示す。海や湖沼の水質の指標として用いられる。	B
化学物質	化学物質は種類が非常に多く、現在使われているものは世界全体で約 10 万種、日本で数万種あるといわれている。 その他、化学物質の中には、目的に応じて製造されるものや天然物のほか、ダイオキシン類のように「非意図的」に生成されてしまう化学物質もある。	B
合併処理 浄化槽	し尿と生活雑排水(台所、風呂、洗濯などに使用した水)を戸別にまとめて処理する浄化槽のこと。 従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて処理能力が高く、BOD の除去率は 90%以上、処理水の BOD は 20mg/ℓ以下と下水道の終末処理場と同等の水質に処理できる。	B
家電 リサイクル法	家庭や事務所で不要となったテレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫の家電 4 品目について、家電メーカーには回収とリサイクルを、消費者にはその費用負担を義務づけた法律で、平成 13 年 4 月から施行されている。 消費者は、家電 4 品目を廃棄するときに処理費用を負担する。	B
カーボン ニュートラル	温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。温室効果ガスの「排出量」(人為的なもの) から、植林、森林管理などによる「吸収量」(人為的なもの) を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。ゼロカーボンともいう。	D (環境省 HP)
環境基準	環境基本法第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、および生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。	A

用 語	説 明	出 典
環境基本計画	環境基本法第 15 条に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定める計画。 平成 6 年に第 1 次計画、平成 12 年に第 2 次計画、平成 18 年に第 3 次計画、成 24 年に第 4 次計画が閣議決定された。	A
環境教育・ 環境学習	持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育および学習のこと。	A
環境配慮型製品 (グリーン商品)	グリーン購入に関し、環境への負荷の少ない環境配慮型製品が一般にグリーン製品とよばれている。 一般家庭では、再生材料を使用したプラスチック製品や、トイレットペーパーなどの衛生用紙、ノートなどのグリーン製品が利用されている。	B
環境マネジメントシステム	組織が法令などの規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のための取り組みを計画・実行・評価すること。 具体的には、(1)環境保全に関する方針、目標、計画などを定め、(2)これを実行、記録し、(3)その実行状況を点検して、(4)方針などを見直すという一連の手続きを環境マネジメントシステム(環境管理システム)と呼ぶ。	B
希少野生 動植物	ふるさと環境条例では、県内に生息または生育する絶滅のおそれのある動植物のうち、種の存続に支障を及ぼすほど個体数が著しく少ない種や減少しつつある種、生息・生育地の消滅や環境悪化などの危機に瀕している種を保護するため、知事が「希少野生動植物」に指定し、捕獲・採取などを規制することができる。 なお、「種の保存法」においても、同様の指定制度がある。	B
協 働	県民、NPO、事業者、行政などが補完・協力し合って一つの目的を達成すること。	B
京都議定書	1997 年 12 月に京都で開催された国連気候変動枠組条約第 3 回締約国会議(COP3)において採択された。 先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意され、2005 年 2 月に発効された。	A

用 語	説 明	出 典
グリーン購入	商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入すること。	B
景観法	都市、農山漁村などにおける良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念および国などの責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区などにおける良好な景観の形成のための規制など所要の措置を講ずる日本で初めての景観についての総合的な法律。	A
公害防止協定	公害防止のひとつの手段として地方公共団体または住民と企業とその間で締結される協定のこと。これらの協定は、法令の規制基準を補完し、地域に応じた公害防止の目標値の設定、具体的な公害対策の明示などを内容とし、法律および条例による規制とは別個に締結されることが多い。	B
小型家電 リサイクル法	携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電を適正に処理し、金や銅、レアメタルなど役に立つ貴重な金属資源を回収して有効活用することを目的にした法律で、小型家電の再資源化を行う事業者の認定制度などを柱としており、平成 25 年 4 月から施行された。	B
国連気候変動 枠組条約	地球温暖化対策に関する取組を国際的に協調して行っていくため 1992 年 5 月に採択され、1994 年 3 月に発効した。 本条約は、気候系に対して危険な人為的影響を及ぼすこととならない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化することをその究極的な目的とし、締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定とその実施などの各種の義務を課している。	A
固定価格買取 制度	再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格(タリフ)を法令で定める制度で、主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的としている。 再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社などに、一定の価格で、一定の期間にわたり売電できる。 ドイツ、スペインなどでの導入の結果、風力や太陽光発電が大幅に増加した実績などが評価され、採用する国が増加している。一方で、国民負担の観点にも配慮が必要である。	A

用 語	説 明	出 典
コミュニティバス	採算が見込めず、バス事業者による運行が難しい地域において、地域住民の利便性確保のため市が主体となって運行するバス事業。	D (白山市総合計画)

【 さ 行 】

用 語	説 明	出 典
最終処分場	廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には埋立処分または海洋投入処分される。 最終処分は埋立てが原則とされており、最終処分を行う施設が最終処分場である。 ガラスくずなどの安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型最終処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」および「一般廃棄物最終処分場(「管理型最終処分場」と同様の構造)」に分類される。これらは埋め立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準および維持管理基準が定められている。	A
再生可能エネルギー	エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称のこと。 具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。	A
里 山	都市地域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて形成・維持されてきた森林(二次林)や農地、水路・ため池、草地などで構成される地域のこと。 開発による消失や利用されなくなったことによる荒廃が問題となっている。「里地里山」という場合もある。	B
ジオパーク	「大地の公園」ともいわれるもので、地形の成立ちと仕組み、地形と生態系や人間生活との関わりを考える公園のこと。 日本国内では「日本ジオパーク委員会」が、国際的な活動としてはユネスコが支援する NGO「世界ジオパークネットワーク」が認定を行っている。	A
自動車リサイクル法	使用済み自動車から出るフロン、エアバックおよびシュレッダーダストを回収してリサイクルし、適正に処分することを自動車メーカーや輸入業者に義務づけ、その費用負担を所有者に義務づけた法律で、平成 17 年 1 月から本格的に施行された。	B

【 さ 行 】

用 語	説 明	出 典
ジビエ	狩猟で得た野生鳥獣の食肉。	D (第3次白山市地産地消推進計画)
重要伝統的建造物群保存地区	昭和50年の文化財保護法の改正によって伝統的建造物群保存地区の制度が発足し、城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存が図られるようになった。 市町村は伝統的建造物群保存地区を決定し、地区内の保存事業を計画的に進めるため、保存条例に基づき保存計画を定める。	D (文化庁HP)
循環型社会	天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。 また、水や大気、有機物などの循環が確保された社会のことという。	B
循環型社会形成推進基本計画	循環型社会形成推進基本法に基づき、政府全体の循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針などを定める計画のこと。 平成15年に第1次計画、平成20年に第2次計画、平成25年に第3次計画が閣議決定・国会報告された。循環型社会のイメージを明らかにするとともに、経済社会におけるものの流れ全体を把握する「物質フロー指標」などについての数値目標、国の取り組み、各主体の役割などを定めている。	A
循環型社会形成推進基本法	循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律のこと。	A
小水力発電	水力発電のうち、ダムなどに設置された大規模な水力発電ではなく、河川や水路に設置した水車などを用いてタービンを回し発電する小規模な水力発電のこと。	A
新規就農者	農家世帯員のうち調査期日の前々年の就業状態区分が「勤務が主な人」と「学生の人」で、過去1年間の普段の就業状態が「農業が主な人」になった者。	D (白山市総合計画)
親水空間	治水機能だけではなく、水辺で遊んだり、河川沿いを散策したりする、水に親しむ機能を持った空間のこと。	D (白山市総合計画)

用 語	説 明	出 典
森林経営計画	「森林所有者」または「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業および保護について作成する 5 年を 1 期とする計画のこと。	D (林野庁 HP)
森林経営管理制度	適切な経営管理が行われていない森林の経営管理を林業経営者に集積、集約化するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行うことで、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図ること。	D (林野庁 HP)
水源かん養機能	森林は、雨水を地中に浸透させ、徐々に河川などへ流出させることにより渇水や洪水を緩和しており、水田に貯えられた水は浸透して地下水となるほか、長い時間をかけて下流の河川に戻される。 こういった、水源である地下水を豊かにする機能や川の流れを安定させる機能のこと。	B
水素イオン濃度(pH)	水素イオン濃度を表す指数で、pH7 が中性で、これが 7 よりも小さくなれば酸性が強くなり、大きくなればアルカリ性が強くなる。	B
生態系	地域の環境を構成する、水、大気、土、太陽の光、そしてこれらに支えられて生きるすべての動植物といった要素が複雑に関係しあって成り立つ自然のしくみのこと。	B
生物化学的酸素要求量(BOD)	Biochemical Oxygen Demand の略。 水中で比較的分解されやすい有機物が、微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量を mg/ℓの単位で表したもので、通常 20℃で 5 日間の消費量をいう。 数値が高いと、有機物が多いことを意味し、汚染されていることを示す。河川の水質の指標として用いられる。	B
生物圏保存地域世界ネットワーク定款	世界の生物圏保存地域(ユネスコエコパーク)ネットワークに加盟するためのユネスコが定める基本規則のこと。 登録されるためには、この定款の内容を満たしていることが必要である。	D (文部科学省 HP)
生物多様性	地球上には、3 千万種を超える生物種が存在するとされ、それらが様々な環境と結びついた多様な生態系を形成している。 このような種や生態系などの多様さを生物多様性といい、自然環境の保全上、極めて重要な要素の一つである。	B

用 語	説 明	出 典
生物多様性 基本法	生物多様性の保全および持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民および民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性の保全および持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律である。	A
生物多様性国家 戦略 2012- 2020	生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)において採択された愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示すとともに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示すことを目的に、「生物多様性国家戦略 2010」を見直し、策定された。	B
生物多様性条約 第 10 回締約国 会議	生物多様性条約の締約国(193 の国と地域)が集まる最高意思決定機関であり、2 年に一度開催されている。 その第 10 回の会議が、平成 22 年 10 月に愛知県名古屋市で、日本が議長国となり開催された。	A
生物多様性 保全上重要な 里地里山	さまざまな命を育む豊かな里地里山を、次世代に残していくべき自然環境の一つであると位置づけ選定された里地里山のこと。	D (環境省 HP)
ゼロカーボン シティ	2050 年に二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表(ゼロカーボンシティ宣言)された地方自治体のこと。	D (環境省 HP)

【 た 行 】

用 語	説 明	出 典
ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)およびコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の総称であり、通常、環境中に極微量に存在する有害な物質のこと。	B
ダイオキシン類 の環境基準	資料編 P.54 参照。	D (環境庁告示)
大気汚染に係る 環境基準	資料編 P.43 参照。	D (環境庁告示)
大腸菌群数	大腸菌および大腸菌と性質が似ている細菌の数のこと。 水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使われる。	D (国土交通省 HP)
太陽熱利用 システム	太陽の熱を使って温水や温風を作り、給湯や冷暖房に利用するシステムのこと。	A

用 語	説 明	出 典
多自然型 河川護岸	単なる自然保護だけでなく、自然を積極的に再生しながら水辺の環境づくりを進めるという考え方を基調として、自然材料を使った護岸のこと。	D (白山市総合計画)
脱炭素先行地域	2050 年カーボンニュートラルに向けて、民生部門家庭部門及び業務その他部門の電力消費に伴う CO2 排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の 2030 年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域	D (環境省 HP)
地域特産作物	市内で概ね 30 年以上の栽培の歴史を有しており、伝統食として育まれ、生産量が減少し種の保存が必要と思われる野菜のこと。	D (第 3 次白山市地産地消推進計画)
地下水	広義の地下水は地殻内部にある水を指し、成因により、地殻の内部で生成し温泉や火山の噴気に混じって出てくる処女水、地層の形成と同時に閉じこめられた化石水、地表水や大気中の水蒸気と循環過程にある循環水に分けられる。 狭義の地下水は循環水を指し、これらが地下水として一般に利用されている。	D (環境省環境アセスメント用語集)
地球温暖化	人間活動の拡大により二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。	B
地球温暖化対策計画	地球温暖化対策推進法第 8 条に基づき、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定した国の地球温暖化に関する総合計画。	D (環境省 HP)
地球温暖化対策のための税	地球規模の重要かつ喫緊の課題である地球温暖化対策を進める観点から、平成 24 年度税制改正において実現した税のこと。	A
地産地消	地域で生産されたものを地域で消費すること。	D (第 3 次白山市地産地消推進計画)
窒素酸化物 (NOx)	主として石油やガスなど、物の燃焼に伴って発生する気体のこと。	B
都市公園	都市におけるオープンスペースの一つで、住民の屋外における休息、観賞、遊戯、運動、教養、その他レクリエーションの用に供するとともに、都市環境の整備および改善、災害時の避難などに資する公園のこと。	D (白山市総合計画)

【 な 行 】

用 語	説 明	出 典
農業集落排水	集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水、汚泥または雨水の総称のこと。	B
野焼き	廃棄物の野外焼却のこと。 廃棄物を焼却する際には、法令で定められた構造基準を満たした焼却設備で処理基準に従って行う必要があり、左義長、どんど焼き、農業者による稲わらなど(廃ビニールなどを除く)の焼却、たき火、キャンプファイヤーなどは直接罰則の対象とならないが、処理基準違反として改善命令の対象となることがある。	D (石川県環境部 廃棄物対策課)

【 は 行 】

用 語	説 明	出 典
パートナーシップ	県民や NPO、企業、行政機関など多様な主体が、それぞれの強みを生かし対等な関係で互いの立場や利益を尊重しながら、協働して環境活動に取り組むこと。	C
白山市地球温暖化対策地域推進計画	地球温暖化対策条例や地球温暖化対策推進法に基づき、市域から排出される温室効果ガスの排出削減に向け、市民・事業者・行政などのあらゆる主体が率先し、協働した取り組みを総合的かつ計画的に推進していくことにより低炭素社会の形成を目指すことを目的とする。	D (白山市総合 計画)
パリ協定	第 21 回気候変動枠組条約締約国会議(COP21)が開催されたパリにて、2015 年 12 月 12 日に締結された、気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定(合意)。2020 年以降の地球温暖化対策を定めている。	D
微小粒子状物質 (PM2.5)	大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子のこと。	B
表流水	河川の底部または側部などの砂礫層を潜伏して流れている水のこと。	D (国土交通省 HP)

用 語	説 明	出 典
フード・マイレージ	食料輸送における環境負荷の指標であり、輸送距離と輸送量の面から捉えた食料供給の実態と食料輸送が環境負荷に与える度合いを表し、食料の総重量と輸送距離を乗じて数値化したもの。 生産地から食卓までの距離が短い食べ物を食べることで、輸送に伴って発生する二酸化炭素など温室効果ガスの排出量を少なくして、環境への負荷を小さくする、地球環境に優しいという考え方。	D (第3次白山市地産地消推進計画)
浮遊物質 (SS)	Suspended Solid の略。 粒径 2mm 以下の水に溶けない懸濁物のこと。 水質汚染の原因となるだけでなく、河川に汚泥床を形成し、有機物質である場合は腐敗して水中の溶存酸素を消費する。	B
浮遊粒子状物質(SPM)	Suspended Particulate Matter の略。 大気中に浮遊する粒子状の物質(浮遊粉じん、エアロゾルなど)のうち粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のもののこと。	B
フロン類	炭素に塩素・フッ素の原子が結びついた化合物であるクロロフルオロカーボン(CFC)のほか、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)の総称のこと。	B
保安林	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など特定の公共目的を達成するため、森林法に基づいて一定の制限が課せられている森林のこと。 保安林には、水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、なだれ防止、保健など 17 種類がある。	B

【 ま 行 】

用 語	説 明	出 典
まちづくり協定 (景観まちづくり協定)	景観まちづくりに取り組む市民は・事業者による景観まちづくり計画について、景観まちづくりに必要な事項を定め、市と締結する条約のこと。	D (白山市総合計画)
見える化 (エネルギーの)	電気などの使用状況をリアルタイムに把握できる機器など、エネルギーの使用量や温室効果ガスの排出量を定量的に表示する商品・サービスのこと。	D (環境省 HP)
水環境の保全	動植物の生息環境として重要な水辺環境の保全も含めて、良好な水循環を確保していくために水量の確保や水質浄化を図っていくこと。	B

用 語	説 明	出 典
メガソーラー	出力 1MW(1000kW)以上の大規模な太陽光発電施設のこと。 発電所建設には広大な用地を必要とするが、再生可能エネルギーの基幹電源として期待されている。	A
木質バイオマ スストーブ	樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの木材を薪やペレットとし、これを燃料とするストーブのこと。	B

【 や 行 】

用 語	説 明	出 典
野生鳥獣	野生に生息している動物(野生動物)のうち、哺乳類または鳥類をさす。 近年、シカ、イノシシを中心とする一部の鳥獣の生息数の増加、分布の回復・拡大による農林水産業などへの被害が課題となっており、一方で絶滅のおそれのある野生鳥獣が存在し、生物多様性の保全の観点から関心を集めている。	B
有害鳥獣	農林水産業への被害や生活環境の悪化をもたらしたり、そのおそれがある鳥獣。	B
ユネスコ エコパーク	「生物圏保全地域」の国内呼称のこと。 生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間社会との共生)を目的として、1976(昭和 51)年にユネスコが開始した事業で、登録は各国からの推薦を受けて、ユネスコ人間と生物圏(MAB)国際調整理事会が審議・決定することになっている。	D (環境省 HP)
容器包装 リサイクル法	一般廃棄物の減量および再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造するまたは販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたもの。	A
溶存酸素量 (DO)	Dissolved Oxygen の略。 水中に溶存している酸素の量を示す。 溶存酸素が不足すると、水は嫌気性状態となり、嫌気性細菌により硫化水素、メタンなどが発生し、悪臭の原因となることがある。	B

【 ら 行 】

用 語	説 明	出 典
リサイクル	「再生利用」 原材料として再び利用すること。	A
リユース	「再使用」 具体的には、(1)あるユーザーから回収された使用済み機器などをそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、(2)製品を提供するための容器などを繰り返し使用する「リターナブル」、(3)ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理などを施した上で再度使用する「部品リユース」などがある。	A
ルール	「規則」 ごみ出しの日や分別の仕方など、誰もが快適に生活していくために守るべき決まりのこと。	D (環境省環境アセスメント用語集)
レアメタル	レアメタルの定義については、国際的に一意的に定まったものはないが、一般的には地球上の存在量が稀であるか、技術的・経済的な理由で抽出困難である鉱種などを指すものと考えられる。 鉱業審議会においては、現在工業用需要があり、今後も需要があるものと、今後の技術革新に伴い新たな工業用需要が予測されるもの 31 鉱種についてレアメタルと定義されている。	A